

朝鮮明宗代の対明遥拝儀礼

— 威臣政治と王権 —

桑野栄治

【欧文表記】 Eiji KUWANO, Rituals for the Worship of Ming China during the Reign of King Myungjong of Joseon
Korea : Maternal Relative Politics and Royal Authority

【要旨】本稿は一六世紀中葉の朝鮮明宗代に時期を限定し、毎年名節に朝鮮国王が王宮の正殿にて明帝を遥拝する望闕礼の実施状況について官撰史料を中心に整理・分析したものである。また、望闕礼にひきつづき王宮で催された朝賀礼と会礼宴のあり方にも目配りし、父王中宗代の実施状況と比較検討しつつ分析した。

一二歳で即位した明宗は「蕃王朝貢の礼」に属する正朝・冬至の望闕礼をほぼ順調に執り行ったが、文定王后による垂簾聴政という当時の政治状況を反映して朝賀礼の実施は低調となり、中宗一〇年代より形骸化していた会礼宴もほとんど開催されなかった。明宗親政前半期では明宗八年九月に景福宮が火災に見舞われ、異常気象も加わって正朝・冬至の宮中儀礼はしばし中止を余儀なくされたが、景福宮重創事業の完了後はむしろ垂簾聴政期に比して忠実に執り行われた。ただ、領議政沈連源を筆頭とする威臣勢力の影響を払拭できないまま、朝鮮国王と文武百官との君臣関係を確認する朝賀礼は次第に軽視されはじめる。大臣が早朝の極寒を口実に望闕礼と朝賀礼の停止を要請して許されたこともあり、垂簾聴政期を脱したとはいえ、文定王后と威臣の政治力はまだ健在であった。

親政後半期では明宗一四年正朝の事例が象徴的である。この日は勤政殿にて望闕礼と朝賀礼が厳かに執り行われ、午後の会礼宴では殿庭に宗親・文武百官とならんで倭人と野人が参列した。明宗の王権強化を物語る好例といえよう。しかし、その後は雷電・地震・日食などの災変に加えて民乱（いわゆる林巨正の乱）も発生し、名節の宮中儀礼はかつてないほど停滞した。王世子が夭逝すると明宗はなごらく視朝せず、文定王后も死去して国葬期間に入る。明宗が漢城にて望闕礼を実施したのは明宗一四年正朝が最後であった。本稿にみた明宗代における対明遥拝儀礼の停滞は、のちの宣祖代の実施状況と比較するといっそう際立つ結果となる。

【キーワード】朝鮮前期、明宗、望闕礼、朝賀礼、会礼宴、垂簾聴政、文定王后、威臣、景福宮重建、災変

【目次】

はじめに

一 垂簾聴政期の望闕礼

二 明宗親政前半期の望闕礼

1、景福宮の失火と宮中儀礼

2、文定王后と威臣勢力の影

三 明宗親政後半期の望闕礼

1、倭人と野人の登場

2、頻発する災変

3、王世子と文定王后の死去

むすび

はじめに

明代の朝貢体制ないし朝貢制度が近世東アジア世界における重要なテーマであることはあらためていうまでもなからう。最近では檀上寛氏が東アジア世界の国際秩序を原理面から考察し、明が宗法秩序で「蕃王」を位置づけ、華夷一家の理念世界を可視化することに朝貢体制を正当化したこと、すべての国を朝貢国たとする明独自の「仮構」のうえに成り立っていたことを指摘するなど、示唆に富む理論的研究を進めている¹⁾。しかしながら、海外諸国から朝貢を受ける明側の対外政策とその理念はともかく、朝貢する側の具体像がかならずしも明確に提示されているわけではない。ただ、檀上氏がかねてより洪武二年（一三六九）に制定された「蕃王朝貢の礼」に注目していたことは、朝貢体制の実相を

さぐるうえできわめて有効な視角であろう。

洪武二年九月に定められた「蕃王朝貢の礼」とは、「蕃王来朝」「蕃国遣使朝貢」「蕃国遇正旦冬至聖節皆望闕行礼」「蕃国進賀表箋」の四種の儀註である。筆者はこのうち「蕃国遇正旦冬至聖節皆望闕行礼」と銘打った儀註の存在に着目した²⁾。この宮中儀礼は元・明交替期の高麗（九一八〜一三九二年）では恭愍王二十一年（洪武五年、一三七二）冬至に、「仮構」ではなく実際に高麗王宮にて実施されている³⁾。この宮中儀礼を望闕礼（千秋節の場合「望宮礼」といい、朝鮮王朝の基本法典である『經国大典』（成宗一六年、一四八五）は「正至・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と明記し、『国朝五礼儀』（成宗五年、一四七四）はこの儀註を嘉礼の筆頭に収録する⁴⁾。望闕礼が終了すると、正朝と冬至にはひきつづき朝鮮王宮の正殿にて朝賀礼と会礼宴が催された。朝鮮初期（ほぼ一五世紀に相当）の朝賀礼と会礼宴には朝鮮の文武百官のみならず、日本国王使・琉球国王使をはじめ倭人（おもに対馬島人）と野人（女真族）が参席し、世祖二年（一四五六）の正朝を祝う朝賀礼には五〇〇名余の倭人と野人が漢城の王宮に集っている⁵⁾。とりわけ成宗（在位一四六九〜九四年）は一五世紀朝鮮の歴代国王のうち、もっとも忠実に望闕礼を実施した国王であった。朝鮮国王はみずから帝都北京に赴いて大明皇帝に拝謁することに代え、王都漢城から王世子・文武百官とともに遠く明帝を遥拝したのである。望闕礼は朝鮮国王にとつては対明外交儀礼であり、君臣間の儀礼的關係を百官の前で示す装置としても機能していた、と筆者は考えている⁶⁾。むしろ、朝鮮国王は名節に望闕礼を実施して大明皇帝に忠誠を誓う一方、

倭人と野人をあたかも「蕃国」からの使者のごとく宮中儀礼に取り込んでいたことは、朝鮮もまた国王を中心とする「朝貢体制」を「仮構」していたことになる。その後も、燕山君（一四九四～一五〇六年）は王権の崩壊を食い止めるかのように正朝・冬至の宮中儀礼を忠実に実施したが、つづく中宗代（一五〇六～一四四年）後半期になると望闕礼と朝賀礼は略式の権停礼による実施がなかなば慣例化し、天災にともなう財政事情により会礼宴も激減するようになる。

一方、韓国の歴史学界では李範穆氏が『世宗実録』五礼の構造分析の過程で嘉礼の筆頭にある望闕礼の存在に言及し、朝鮮初期の明に対する事大的外交政策の一面として断片的ながら提示した¹⁰。最近では、韓亨周氏が外交儀礼の施行過程と儀註の分析を通して一五世紀における朝中関係の性格をさぐるうとした¹¹が、この宮中儀礼の具体的な事例分析にはいたっていない。むしろ韓国では韓亨周・姜制勲の両氏により、朝鮮初期に時期をしばった朝会儀礼全般の構造分析が進んでいる¹²。中国古代の元会儀礼を究明した渡辺信一郎氏の著作が韓国語に翻訳されたことも無縁ではあるまい。朝鮮初期の会礼宴に關しても池斗煥氏による研究成果以来、姜制勲氏がこの儀礼の構造と意味に注目し、成宗代には凶年にともなう財政難と垂簾聽政を背景に会礼宴の頻度が低下すると指摘した¹³。とはいえ、会礼宴は正朝・冬至の独立した宮中儀礼ではない。朝会儀礼にしろ正朝・冬至の朝賀礼が中軸をなす「大朝会」であり、その前提として望闕礼が実施されることはいうまでもない。

筆者はすでに、一四世紀後半より一六世紀前半の朝鮮中宗代ま

での約二〇〇年間については、望闕礼とその後の実施される朝賀礼・会礼宴の実施状況に關する調査をほぼ終えている。公表の順序が前後したが、その後の宣祖代（一五六七～一六〇八年）における当該儀礼の実施状況に關しては東アジア国際関係論の視点から別稿に整理済みである¹⁴。その際、正朝や聖節の紫禁城通拝儀礼が朝鮮王朝のみならず、同じく明の冊封体制下にあった琉球王国で実施されていた形跡があることについても触れた¹⁵。では、一六世紀中葉にあたる朝鮮明宗代（一五四五～一六七七年）に望闕礼をはじめとする名節の宮中儀礼は礼と法にのっとり、はたして忠実に実施されたのであろうか。朝鮮では中宗代にひきつづき明宗代にも旱魃・地震・落雷などの災変に見舞われており、当時の天変地異が宮中儀礼のあり方にも何らかの影響をあたえたであろうことは容易に予測される。そこで本稿では明宗代の望闕礼、ならびに異域からの使者を取り込んだ朝賀礼と会礼宴の実施状況について官撰史料を中心に整理・分析し、研究史の空白を埋めることにしたい。

一 垂簾聽政期の望闕礼

中宗の死後、中宗第一継妃（章敬王后尹氏。中宗一〇年死去）所生の仁宗（在位一五四四～一五〇四年）が一五四四年一月に即位したが、仁宗は翌年七月に三十一歳で死去し、中宗第二継妃（文定王后尹氏。章敬王后の姪）所生の慶原大君が仁宗の遺命により第一三代朝鮮国王明宗として王位を継承した。当時、明宗はわずか一二歳であった。この幼冲の国王が成人する明宗八年（一五五三）七月までは文定王后の垂簾聽政のもと国政が運営され、政務補佐

官として院相が任命された¹⁸⁾。かつて成宗代のはじめに世祖妃(貞熹王后尹氏)が簾を垂れることなく間接的に聴政したのとは異なり、明宗代の文定王后による垂簾聴政は直接的な政治参与であった¹⁹⁾。また、明宗即位年八月には文定王后とその外戚が仁宗の外戚勢力を排除し(乙巳士禍)、その功臣として録勲された衛社功臣とともに政治を主導したことも周知のとおりである²⁰⁾。

あいつく国王の死去により明宗は即位後、しばらく正朝・冬至の宮中儀礼を実施していない。明宗即位年一月冬至の『明宗実録』には「承旨・史官・議政府・六曹東西班二品以上、四殿に問安す。命じて賜酒せしむ。冬至なり」とあり、この日、朝鮮政府の高級官僚は四殿、すなわち明宗と明宗妃(仁順王后沈氏)・文定王后そして仁宗妃(仁聖王后朴氏)のもとへ問安(こ機嫌伺い)するにとどまった。明宗がはじめて迎えた正朝の場合、実録記事には次のごとくみえる。

A 停賀礼(從諫官言也)、(『明宗実録』卷三、元年正月己未朔条。史料中の「」内は割註、以下同じ)

この史料Aには「賀礼を停む(諫官の言に従うなり)」とあって、司諫院の諫言により正朝の「賀礼」は停止となった。ここにいう「賀礼」とは、文武百官が王宮の正殿にて朝鮮国王に正朝を祝賀する朝賀礼である。当初、礼曹は「来る正朝、百官の賀礼は當に時服を用うべし。但だ王大妃、方に未寧に在りて、両魂殿も亦た王大妃時御の宮に在れば、時服もて行礼するは未安たるに似たり」と上奏したところ、明宗は院相を兼任した右議政鄭順朋の意見も参考のうえ、仁宗妃に対する正朝の朝賀礼を取りやめることにしていた²¹⁾。本来、正朝・冬至・聖節に百官は朝服を着用して

朝賀礼にのぞむことになっているが、国喪期間ゆえ、時服(国王謁見や公務の際に着用する礼服の一種)の着用を対案として提起したとみえる。ところが、仁宗妃が移御した昌徳宮とこれに隣接する昌慶宮には中宗と仁宗の魂殿があり、魂殿にて哀弔の儀礼を行う一方で正朝の祝賀儀礼を行うわけにもいかない。そのため司諫院はその日のうちに「大喪三年の内、大慶の事有るに非ざれば、則ち賀を受くるは固より未安たり」と反対し、最終的に明宗もこの司諫院による朝賀礼停止要請に裁可を下す結果となったのである。明宗は即位直後に「予、纒かに十歳を過ぐ。何を以て是非を知りて国政を為さんや」と語ったように、王朝国家の大礼に関してもいまだ独自在に決裁することは不可能であったとみえる。

明宗は父王たる中宗の三年喪に服しており、この年明宗元年冬至と翌二年正朝にも望闕礼・朝賀礼をはじめとする宮中儀礼は実施していない。中宗の大祥(三周忌)と仁宗の小祥(一周忌)のうち大祥に変更も終えていないため宗廟・社稷の親祭さえままならず、衛社功臣が明宗への忠誠と功臣間の結束を天地神明に誓う功臣会盟祭も、領議政尹仁鏡(衛社二等功臣)・左議政李荳・右議政鄭順朋(いずれも衛社一等功臣)の三議政の提案により国喪三年後に実施することが決定していた。ただ、明宗元年九月には咸鏡道の不作を考慮して「今年冬至及び丁未年(＝明宗二年)正朝の方物は姑く蠲減せしむ」とみえることから、冬至と正朝には咸鏡道をのぞく朝鮮各道より王宮へ方物の進上があったであろう。

その間、明宗元年二月上旬に明宗は嘉靖帝より誥命のほか冕服(冕旒冠と黄龍袍)・冠服(文武百官用の金冠と朝服)を下賜さ

れ、「朝鮮国権署国事」を脱して「朝鮮国王」として承認された^⑤。ここに明宗は明の皇帝を中心とする冊封体制に正式に参入することとなる。国喪期間ゆえ賀礼は略式の権停礼により執り行われたが、明宗が朝鮮八道に恩赦令を下したことはいうまでもない。一方、この年一〇月には「日本国王源義晴」の使僧安心東堂・菊心東堂と少武氏の使僧春江西堂が、ついで翌二年九月には対馬島主の使者が亡き中宗と仁宗の弔問ならびに明宗の即位を祝賀すべく来朝する^⑥。むろん、彼らの真の目的は中宗三十九年（一五四四）に慶尚道南岸で発生した蛇梁倭変後の対馬と深処倭（対馬以外の日本居住者）の通交復活要求、そして巨酋使接待の復活要求であった^⑦。とはいえ、明宗が大明皇帝より「朝鮮国王」として承認され、また対馬が創出した偽使であれ「日本国王」との交隣関係も安定していたことは、幼王明宗をはじめ朝鮮政府中枢にとつては幸いであつたに相違ない。

さて、中宗大祥祭は明宗元年一月に、つづいて仁宗大祥祭も翌二年七月に執り行われたことにより、朝鮮政府では国喪期間を終えた。明宗が名節の宮中儀礼を『経国大典』の規定どおりに実施するのは、明宗二年一〇月以降である。

B 上行望宮礼（即千秋節也）、（『明宗実録』巻六、二年一〇月癸丑〔六日〕条）

C 上行冬至望闕礼、又陳賀于聖烈仁明大王大妃殿及恭懿王大妃殿、（同書巻六、二年一月戊寅朔条）

前者の史料Bは明の皇太子の千秋節を祝う望宮礼であり、明宗は文武百官を率いて世宗嘉靖帝の第二子莊敬太子の誕生節を遠く王都漢城より祝賀したことを示す。後者の史料Cは冬至を祝う望

闕礼であつて、行礼後には聖烈仁明大王大妃殿（文定王后）と恭懿王大妃殿（仁宗妃）に祝賀を陳べたことを簡潔に記す。

翌年の明宗三年正朝に望闕礼を実施した形跡がないのは年末に孝烈皇后崩御の訃報に接し、陳慰使と進香使を帝都北京に向けて派遣した直後であつたからと推察される。とはいえ、この年一〇月に明宗は景福宮正殿の勤政殿にて望宮礼を執り行い、明を中心とする華夷世界の一員であることを対明遥拝儀礼の主宰をもつて標榜している。一月冬至に望闕礼に関する記録を欠くのは、忠清道鴻山・扶余・石城・庇仁のほか慶尚道靈山・昌寧など各地で地震が発生していることから、災変により名節の宮中儀礼を取りやめたものと判断せざるをえない。

明宗四年になると正朝・聖節・冬至の宮中儀礼が完全に復活している。いま、その三事例を以下に列記しよう。

D 上親行望闕礼及両大妃殿賀礼、御勤政殿、受朝賀、（『明宗実録』巻九、四年正月壬申朔条）

E 行聖節望闕礼、（同書巻九、四年八月丁未〔一〇日〕条）

F 上行望闕礼、（同書巻九、四年一月己丑〔二四日〕条）

順に史料Dは正朝、史料Eは世宗嘉靖帝の聖節、そして史料Fが冬至を祝う望闕礼である。この年四月に皇太子薨去との訃報が朝鮮に入ったため、千秋節を祝う望宮礼は実施されなかった。むろん、簡略な記録形態が簡略な儀礼を意味するものではない。ただ、史料Dに「上、親しく望闕礼及び両大妃殿の賀礼を行い、勤政殿に御して朝賀を受く」とあつて、望闕礼→朝賀礼の順に正朝の宮中儀礼が実施されたことは明白であるが、その後の会礼宴に關しては記録を欠く。

「君臣の通宴」たる会礼宴の開催はすでに中宗一〇年代より形骸化し、これに代わって生母のための寿宴である進豊呈がしばしば実施されるようになっていた。この点は明宗も承知していたとみえ、一二月中旬になると明宗は「即位以後、久しく進豊呈の礼を廃す。故に強いて慈殿に諄わば、則ち災変を以て未安たり」と。其れ豊呈を除き、只だ曲宴を設けよ」と承政院に伝旨した。ところが、領議政李芑・左議政沈連源（明宗妃の祖父）・右議政尚巖の三議政はそろってこれに反対した。正朝はほかの名節の比ではなく、国家の大礼を凶年を理由に廃すべきではないといい、垂簾聴政を行う慈殿の文定王后に対しては、曲宴（小規模な宴享）は私礼であつて豊呈こそが大礼であると強調した。三議政は「災変當に警むべき所と雖も、礼文載する所、久しく廢して挙げざるは、至つて未安たり」という。当時は冬の雷電や地震など天変地異が頻発しており、文定王后は「或いは小宴と雖も寡徳の人、勢い未だ享くべからず。況んや大宴をや。決して行うべからざるなり」と固辞したが、明宗と三議政の再三の説得により文定王后も朝廷の意向にしたがうことになる。豊呈に関する儀註は王朝国家の礼典たる『国朝五礼儀』に存在せず、また法典の『經国大典』にも規定がないゆえ「礼文載する所」の宮中儀礼とはいえないが、たしかに明宗即位後、正朝・冬至の会礼宴はもちろん、大妃に進める豊呈の儀も催されていなかった。その結果、明宗五年正朝の実録記事は次のごとく記す。

G 上行望闕礼、又賀行礼于兩大妃殿、御勤政殿、受朝賀、○上御思政殿、行進豊呈之礼、又賜宴東西班宰宗二品以上・承政院・弘文館・兩司暨兵曹・都摠府・注書・翰林于勤政殿西

庭、(『明宗実録』卷一〇、五年正月丙寅朔条)

正朝の宮中儀礼が望闕礼↓朝賀礼↓進豊呈の順に実施されたことは明白である。明宗は景福宮の便殿（国王の執務室）である思政殿にて進豊呈の礼を執り行う一方、正殿の勤政殿西庭では文武官二品以上の高級官僚が賜宴にあずかった。参席者にやや制約があるとはいえ、この賜宴は正朝に実施すべき会礼宴の代替措置であつたと考えられる。思政殿における進豊呈の礼は翌年の明宗六年正朝にも催されたが、明宗代におけるその後の実施状況ははかばかしくない。

とはいえ、正朝・冬至の望闕礼は文定王后の垂簾聴政下にあつた明宗八年七月まで、ほぼ順調に実施された。ただ、明宗八年正朝は凶象とされる日食にあたるものが二週間前より予測されており、明宗は三元の災変を恐懼修省して当日の宮中儀礼をすべて停止したと判断してよからう。相対的に朝賀礼の実施状況が低調なのは、垂簾聴政という当時の政治状況を反映した結果であろうと考えられる。

二 明宗親政前半期の望闕礼

1、景福宮の失火と宮中儀礼

明宗の親政期に入り、明宗八年八月一〇日の聖節にさつそく明宗は望闕礼を実施した。その一週間前には冬至使を北京に派遣するにあたり、明宗は王宮にて親しく拝表の儀を行っていたが、冬至にあたる十一月七日の実録記事には「日微かに暈あり」との氣象現象を記すにすぎず、宮中で明宗の行動は不明とせざるをえない。というのも九月中旬に景福宮で火災が発生し、太祖三

年(一三九四)創建の思政殿(便殿)・康寧殿(寢殿)のほか天文儀器を設置した世宗二〇年(一四三八)創建の欽敬閣も焼け落ちた。景福宮繕修都監提調を務めた礼曹判書鄭士龍は遺稿集『湖陰雜稿』に「景福宮繕修曆序」を残しており、内殿の失火により便殿・寢殿・廊廡が延焼し、官僚と民衆が群がっては逃げ惑う様子を伝える。また工曹判書洪通の「景福宮重新記」によれば、内殿区域では南は思政殿の南廊、東は康寧殿外の東廊、後宮区域では東北は清謙樓の南廊、西北は含元殿の永泰門、北は交泰殿、そして西南は慶会樓の慶会門まで火の手が上がり、「名樓殿の僅かに存するは、惟だ勤政・慶会・含元・清謙のみ」という惨事であった。中宗三八年(一五四三)正月に全焼した景福宮東宮の再建事業により、明宗と三殿(明宗妃・文定王后・仁宗妃)が七ヶ月前の明宗八年二月の時点で昌徳宮に移御していたことは不幸中の幸いであつたといふべきであろう。明宗は三議政の助言により、この天災の極みに応えるべく避殿・減膳をすぐさま決定した。翌年の明宗九年九月に景福宮の重創事業を終えるまで、外殿で執り行う名節の宮中儀礼にも支障が生じたであろうことは想像に難くない。

この年暮れになると明宗が、「近日、外方に冬雷の変有り、黄霧四塞す。京師は連に災変有りて、尤も非常たり。予、益ます深く恐懼す」と承政院に語つたように、当時は中央・地方を問わず天災つづきであつた。全羅道では春に咲くはずの杜鵑花(カラムラサキツツジ)のみならず麻まで花を開き、漢城も地方も伝染病により多数の死者を出していた。早魃は必然的に飢饉と伝染病をもたらし、翌明宗九年には三南地方を中心に少なくとも一八九四

名の死者が報告されている。明宗八年冬至と翌九年正朝の実録記事に何ら政務関連記録がないのは、景福宮の火災ならびに異常気象のため宮中儀礼を停止したものと推測される。なにより朝鮮王宮の火災は天譴の最たるものであつた。

景福宮重創事業は明宗九年正月中旬に始まり、四月に欽敬閣、六月に東宮、八月には思政殿・丕頭閣(第二便殿に相当)・交泰殿のほか小寢殿の延生殿・慶成殿が順次完成し、九月に寢殿の康寧殿が竣工した。では、その後の宮中儀礼を以下に三件提示する。

H 上率百官、行望闕礼、上表裏于大王大妃・王大妃兩殿、御仁政殿、受百官賀〔冬至也〕、『明宗実録』巻一七、九年一月乙卯(一八日)条)

I 上率百官、行望闕礼後、陳賀于兩大妃殿、仍受百官賀、(同上書卷一八、一〇年正月丁酉朔条)

J 上行冬至望闕礼後、進礼物于兩大妃殿、仍御勤政殿、受百官賀礼、(同書卷一九、一〇年一月庚申(二九日)条)

史料Hにみるとおり、九年一月の冬至に明宗は嘉靖帝のために望闕礼を執り行い、文定王后と仁宗妃の兩大妃殿に表裏(表裡ともいう。恩賜または献上の衣服の表地と裏地)を奉つたのち、昌徳宮正殿の仁政殿にて百官の朝賀礼を受けた。朝賀礼の舞台が仁政殿であれば、望闕礼も同じく仁政殿で実施されたと思われる。翌年の明宗一〇年の正朝と冬至にも望闕礼↓朝賀礼の順に宮中儀礼がとどこおりなく催された(史料I・J)。通政大夫(正三品堂上)に昇進していた李滉の「景福宮重新記」によれば、明宗以下の四殿は一二月己卯(一三日)に昌徳宮より景福宮に還御している。正朝に実施した望闕礼と朝賀礼の舞台は不明ながら、冬

至の場合は百官が明宗のために勤政殿にて朝賀礼を行っており、ここに景福宮正殿の儀礼空間が復活したと判断してよからう。

2、文定王后と威臣勢力の影

明宗の親政期に入ったとはいえず、かならずしも王権が盤石であったわけではない。明宗一〇年一〇月に慶尚道丹城県監（従六品）に任じられた曹植は翌月これを辞退し、上疏して「慈殿は塞淵なるも深宮の一寡婦に過ぎず、殿下は幼冲にして只た是れ先王の一孤嗣なり。天災の百千、人心の億萬、何を以て之に當たり、何を以て之を収めんや」と、文定王后と明宗を批判したことがあ⁶⁵る。明宗は激怒して曹植の解任を命じたが、すでに曹植は逸士として名望を集めていたことから治罪は免れた⁶⁶。因果関係は不明ながら、まもなく文定王后は景福宮殿内の不安を理由に昌徳宮へ移御している。そして明宗一一年正朝になると、宮中儀礼の実施状況にも微妙な変化が生じることになる。

K上行望闕礼後、問安于聖烈仁明大王大妃殿、百官以權停礼陳賀于仁政殿（時大王大妃因卜者之言、避御于昌徳宮）、大駕未還宮時、百官又以權停礼陳賀恭懿王大妃殿于勤政殿、未時、上還宮、大殿賀礼則停罷（因大臣之啓請也）、

史臣曰、元日陳賀、礼之王者、臣子之所不敢廢也、今之大臣徒以礼之煩數、己之勞動、啓罷大礼、於汝心安乎、於此可見權歸大臣、而任情直行也、其不敬甚矣、（『明宗実録』卷二〇、一一年正月辛酉朔条）

明宗は百官を率いて正朝の望闕礼を執り行い、ついで昌徳宮へと文定王后を問安した。望闕礼の舞台は勤政殿であったと推測さ

れる。ところが、百官は文定王后に対する正朝の賀礼を仁政殿にて權停礼で済ませた。そのうえ、明宗が景福宮に戻るのを待たず、百官は仁宗妃に対する朝賀礼も勤政殿にてやはり略式で執り行った。そればかりではない。明宗が昌徳宮から景福宮に戻ったのは午後二時頃であったが、大臣の上奏により百官は国王明宗に対する正朝の朝賀礼を取りやめたという。当時の大臣は領議政沈連源・左議政尚震そして右議政尹漑である⁶⁷。史臣が「元日の陳賀は礼の大なる者にして、臣子の敢えて廢さざる所なり。今の大臣、徒だ礼の煩數、己の勞動を以て大礼を罷めんことを啓するは、汝が心に安んぜんや。此に權は大臣に歸し、情に任せて直ちに行うを見るべきなり」とその不敬を批判したのはいうまでもない⁶⁸。文定王后による垂簾聽政が終わって明宗の親政期に入ったとはいえ、政治権力は沈連源を筆頭とする三議政が掌握していたのである。

この年八月に明宗は親しく聖節の望闕礼を執り行い、一月には冬至の望闕礼を実施したのち昌徳宮に移御した文定王后を問安したが、百官による朝賀礼は記録にない⁶⁹。正朝の前例（史料K）から判断すれば、冬至の朝賀礼は三議政の独断により中止となったとの推測も可能であるが、事実は当日の雨により闕庭が濡れていたからであった。司諫院は「毎年冬至の日、上は百官を率いて兩殿履長（一冬至）の慶を賀い、百官も又大殿・中殿に陳賀するは亦た礼の当然にして廢すべからざる者なり」と前置きし、明宗を諫めた。礼曹は雨で濡れた闕庭にて宮中儀礼を執り行うのは困難だと判断して明宗に上奏したのであるが、權停礼まで中止したとみえる。降雨とはいえ軒下で行うという古礼もあり、「借り

に兩甚だしく儀を成さずと曰わば、則ち百官は陳賀の処に聚りて取棄するが可なり」というのが司諫院の主張であった。ただ、兩大妃殿の陳賀に關しては權停札の前例がないわけではなく、明宗自身は文定王后の意向と礼曹の取棄を勘案して陳賀札と朝賀札の中止を決定したという⁶⁹。

年の瀬になると、三議政以下の高級官僚は名節の宮中儀礼のあり方について具体的な発言を残している。

し領議政沈連源・左議政尚震・右議政尹漑・右贊成李浚慶・礼曹判書洪暹・右參贊金明胤・兵曹參判金光軫・戸曹參判吳謙等問安、仍啓曰、明日自上欲行望闕札、近者日氣甚寒、若昧爽前三刻、則尤為寒冽、在祖宗朝、若隆寒盛暑之日、則有權停之時、請望闕札權停何如、且明日問安行幸時、亦定於辰初、而辰初亦日出前一刻、陽氣未發、請於巳初動駕、而兩大妃殿陳賀并以權停札行之、常時自上易於感冒、故敢啓、(中略)答曰、近来日氣甚寒、所啓之意當矣、然自上氣平無故之時、為上之事安敢不為乎、明日問安、則非如常時、不允、三啓依允、(後略)『明宗實錄』卷二二、一一年一二月甲寅(二九日)条

領議政沈連源らは明宗を問安し、明日の正朝に行う望闕札と陳賀札をいずれも略式の權停により実施するよう要請した。なるほど明け方前の寒氣は厳しく、「祖宗朝に在りて隆寒・盛暑の日の若きは、則ち權停の時有り」との前例もある⁷⁰。議政府の高官が若き国王の健康状態を氣遣ったことも事実ではあろう。ところが明宗は健康そのものであり、さしあたり特別な事情がないにもかかわらず、「上の為の事」つまり望闕札を停止すべきではないと反

論した。文定王后への問安にしろ日常とは異なり、正朝という特別な名節の儀礼である。ところが、沈連源らは再三上啓したとみえ、やむなく明宗もしたがったという。『国朝五礼儀』嘉礼によれば、望闕札の二日前に「礼曹、内外に各おの其の職を供し、せんことを宣撰す」とあつて国事行為の周知を徹底し、前日には王宮の正殿に闕庭(大明皇帝の象徴である闕牌を置く場所)のほか軒懸(いわば宮廷管弦楽団)を設営しなければならなかったため、政府高官は明宗に事前に申し出たのであろう。

その結果、明宗一二年の名節の宮中儀礼は異例の事態となつた。

M上幸昌徳宮、問安于大王大妃殿、百官以權停例陳賀、(『明宗實錄』卷二二、一二年正月乙卯朔条)

N上率百官、行望闕札于仁政殿(是日乃聖節也)、(同書卷二三、一二年八月庚寅(一〇日)条)

O百官以權停札陳賀于昌慶宮(冬至也)、(同書卷二三、一二年一月辛未(二二日)条)

まず、正朝の史料Mには「上、昌徳宮に幸し、大王大妃殿に問安す。百官、權停例を以て陳賀す」とあり、明宗が望闕札を停止したばかりか、文武百官も明宗に対する朝賀札を行わなかつた。百官による陳賀の対象は明宗ではなく、昌徳宮で起居する文定王后であろうと考えられる。この年八月聖節の望闕札は史料Nにみるごとく、仁政殿を舞台に明宗が百官を率いて実施された。その一週間後に明宗は景福宮思政殿にて王世子冊封儀礼を執り行い、勤政殿で百官の賀札を受けたのち全国に恩赦令を下した⁷¹。明宗は前年正月の時点で来秋に王世子を冊封し、冬至使に冊封の奏請を

委ねることにすれば、明春には明より冊封使が来朝するであろうと考えていた。明宗のこの構想は実行に移され、八月のうちに冬至兼奏請使を北京に派遣して王世子の冊封、ならびに景福宮失火の際に焼失した文定王后と仁宗妃の誥命をあらためて下賜するよう要請することになる。

ところが、史料〇の冬至の場合には「百官、権停札を以て昌慶宮に陳賀す〔冬至なり〕」とあり、正朝と同様に望闕札と朝賀札は「いずれも停止となった。すでに八月下旬に明宗は昌徳宮へ、文定王后と仁宗妃の両大妃殿は昌慶宮へ移御しており、冬至に昌慶宮で起居していたのは明宗ではない。そのうえ、一〇月二二日の実録記事には「百官、権停札を以て昌慶宮に陳賀す〔聖烈仁明大王大妃の誕日なり〕」とあり、冬至の史料〇の記録形態と合致する。つまり、冬至に朝鮮の文武百官が昌慶宮にて略式ながら名節を祝ったのは明宗に対してではなく、垂簾聴政を終えてなお政治権力を維持していた文定王后であったと判断せざるをえない。では、明宗は冬至の当日に政務を執っていたのであろうか。実録記事によれば、冬至とその翌日に「四方霧に沈む」とあり、王都が深い霧に包まれていたことを伝える。また九月以来、黄海道牛峯・江原道三陟・全羅道全州など朝鮮各地で地震が発生し、一月末以降は漢城はもちろん、清洪道（忠清道）鎮川・江原道寧越・江原道襄陽でもひきつづき地震が観測されている。おそらく濃霧という気候条件に加え、地震という天変地異により明宗は冬至の国事行為をひかえたのではないかと推測される。

明けて明宗一三年正朝の実録記事が空白となっているのは、前年暮れの一二月上旬に中宗妃慎氏（父方の叔母は燕山君の妻。の

ち端敬王后と追尊）が死去したうえ、下旬には「午の時、太白、巳の地（＝南南東）に見ゆ」という金星の観測があいついだたためであろう。八月になると明宗は度重なる星変を畏怖して聖節の望闕札を挙行すべきか否か躊躇したが、「外国の諸侯、天子の誕辰に遇わば、遙かに慶礼を行う。其れ遇災の道に相い妨げざるに似たり」との礼曹の助言を受け入れ、予定どおり八月一〇日に実施した。東アジア世界においては理念上、朝鮮国王が天子たる大明皇帝の諸侯であることはいうまでもない。この年二月には明使が来朝して七歳の順懷世子を正式に王世子として冊封し、三月には文定王后と仁宗妃の誥命も改給されたことから、朝鮮政府は謝恩使を北京に派遣したばかりであった。しかし、一月上旬になると明宗は風邪のため政務を執っていなかったとみえ、冬至の望闕札を実施した形跡はない。

以上のように明宗八年七月以後、親政前半期における正朝・聖節・冬至の望闕札は日食・健康状態などの例外をのぞき、ほぼ忠実に実施されたとみてよい。しかしながら、威臣勢力の影響を払拭できないまま、朝鮮国王と文武百官との君臣関係を確認するはずの朝賀札はむしろ軽視される傾向にあった。ただ、明宗一四年になると明宗は王妃の母方の伯父にあたる李樞を近侍職の同副承旨（承政院の正三品）に抜擢して次第に人事権を掌握し、親政体制を強化するようになる。この年八月に明が明宗の王世子を正式に承認したことも、明宗にとっては王権の後ろ盾となったであろう。そこで次節では、親政後半期における宮中儀礼の実施状況を整理・分析することにした。

三 明宗親政後半期の望闕礼

1、倭人と野人の登場

明宗一三年の暮れのこと、議政府檢詳（正五品）朴大立は三議政尚震・安珪・李浚慶の意向を受けて正朝の会礼宴と進豊呈の儀の中止を暗に要請してきた。

P 檢詳以三公意啓曰、正朝会礼宴行之固當、但恐進豊呈未為從容、且日氣甚寒、而勤政殿敞豁、自上勞動殿坐移時、亦為未安、答曰、新正元日非如常日、内進豊呈、外接群臣、情礼具備在所當行、故自祖宗朝間或並行、而自予叨猥萬幾、于今十五年間、一不得行礼、不可每廢矣、不允、（『明宗実録』卷二四、一三年二月丙寅（二四日）条）

三議政は、一週間後の正朝の宮中儀礼が寒氣厳しきなか、広大な勤政殿にて長時間におよぶことを懸念していた。ただ、三議政以下の高官が直接明宗に進言することなく、正朝の王朝国家儀礼に関して間接的に意見を提示したところは二年前の史料とは大きく異なる。しかし明宗は、「新正元日は常日の如きに非ず。内に豊呈を進め外に群臣に接するは、情礼具に備わり、當に行うべき所に在り」と、進豊呈と会礼宴の挙行に強い意欲をみせた。朝鮮歴代国王はほぼこれらの儀礼をみな実施してきたにもかかわらず、明宗が国政を統べるようになって以来、とりわけ会礼宴は一五年間にわたって開催していなかった。「予、叨なくも萬幾を摂りてより、今に于いて十五年間、一に礼を行うを得ず」とあるのはなにも誇張ではない。前年八月に王世子冊封儀礼をつつがなく終えた明宗は群臣を前に、「予、否徳を以て叨なくも丕緒を承け、戦兢として自守することと三載。而れども譴を天に獲て歳

どし凶荒を連ね、一に百官を会するの礼を行うを得ず」と、これまで凶年つづきで会礼宴を実施できなかったと語っていた。こうした経緯もあって明宗は来る正朝の会礼宴と進豊呈の中止要請を退け、その後は檢詳はもちろん三議政の再啓・三啓も記録されていない。ここに明宗による親政体制の強化をうかがうことができよう。すでに王世子も嘉靖帝が派遣した明使により正式に冊封されていたから、明宗を中心とする朝鮮王室も安泰であった。

ついで暮れも押し迫る一二月晦日に、明宗は景福宮後苑（いわゆる禁苑）の忠順堂にて歳末の宮中儺礼である火山台を觀覽した。①「火葉爆烈し、御坐の煙次に散射す」とのトラブルが発生したものの、除夜の火山台觀覽は中宗八年（一五一三）の歳末以来、四五年ぶりのことである。中宗八年には漢城滞在中の倭人と野人に入侍を許可したが、この年明宗一三年暮れの実録記事に「朝貢分子」の姿はみえない。

そして翌日、明宗一四年正朝には勤政殿を舞台に宮中儀礼が華やかに催された。当日の記録は明宗年間において、もつとも豊富な情報をわれわれに提供してくれる。

Q 上具冕服、率百官行望闕礼于勤政殿庭、又賀聖烈仁明大王大妃及恭懿王大妃、礼畢御殿上、受百官賀、入大内、進豊呈于兩殿、午時、具翼善冠・袞龍袍、御勤政殿行会礼宴、承旨・史官等入侍、百官行四拜訖、同副承旨李彦瓊進花盤、領議政尚震進班首之爵、伝曰、敬奉卿等之觴、宗親及文武百官各就坐可也、於是宗宰入就殿内、侍臣坐于階上、宗親及文武百官分東西列坐于庭、倭・野人亦入参、行七爵而罷、（『明宗実録』卷二五、一四年正月癸酉朔条）

冕服に身を包んだ明宗は早朝から文武百官を率いて望闕礼を執り行い、文定王后と仁宗妃を前に正朝を祝った。これらの儀礼を終えると明宗は勤政殿の殿上に出御して百官の朝賀礼を受け、内殿に入ると両大妃殿に豊呈を進めた。午後になると明宗は翼善冠と袞龍袍に着替え、やはり勤政殿に出御して会礼宴を催している。望闕礼→朝賀礼→会礼宴の順に名節の宮中儀礼が完全なかたちで実施されたのは明宗即位後、実にはじめてのことである。承旨と史官が入侍するなか殿庭では百官が四拜礼を行い、同副承旨李彦璋が明宗に陶磁の花盤を進めると、領議政尙震が百官を代表してまず爵を進めた。明宗は殿内の御座より「敬みて卿等の膺を奉れり。宗親及び文武百官、各おの坐に就くが可なり」と伝旨するや、正二品以上の宗親と宰臣・枢臣は殿内に入り、侍臣は階上(月台)に座る一方、宗親ならびに文武百官はそれぞれ東西の班列に分かれて殿庭に着座したという。

史料Qでなにより注目すべきは「倭・野人も亦た入参す」との記録であろう。「朝貢分子」が名節の宮中儀礼に参席したのも明宗即位後、はじめてである。中宗三十九年の蛇梁倭変により朝鮮政府は日本国王使と大内・少武氏の使送をのぞく倭人の接待を断絶していたが、三年後の明宗二年に丁未約条が成立すると、対馬と深処倭の通交もひとまず復活した。その後、明宗六年一二月下旬に対馬島主は使者を派遣して王世子の誕生を祝い、明宗一〇年一二月になると対馬島主特送の平調光が賊倭二五名斬獲の功によって護軍(正四品武官職)を授かった。同年一二月には「上松浦唐津太守源勝」の使者「源盛満」がやはり賊倭三〇余名の首級を献じたところ、礼曹判書洪暹の提案により「源勝」に凶書(銅

製の私印)を、「源盛満」には上護軍(正三品堂下武官職)の告身と鍛花銀帯(文様が彫られた銀帯)を授けている。当時は全羅道南岸で乙卯倭変(達梁倭変)が発生した直後であって、「嘉靖二十四年(明宗一〇)五月」にはやはり対馬の平長親が銃筒・火薬の進献の功により折衝將軍僉知中枢府事(正三品堂上官武官職)を、その子平松次も承義副尉虎賁衛司猛(正八品武官職)を授かっている。にわかに対倭寇防備政策が必要となった朝鮮政府と、かねてより対朝鮮貿易の体制復旧をはかる対馬側の利害関係が一致したのである。そのうえ、明宗一二年の暮れに礼曹は対馬島主宛てに、丹木(蘇木)・胡椒のほか硯箱など受職・受凶書倭人の献上品を制限する旨の書契を書き記し、明宗一三年二月には「盛満、受職の倭を以て毎年來朝し、常に賞を希うの心有り。今又た身自ら出來して已に浦所に到り、先ず書契を為して礼曹に報知す」と、さきの上護軍「源盛満」の來朝記録がみえる。こうしたことからみて、乙卯倭変を転機として明宗一四年頃には朝鮮の名節を見計らって來朝する受職倭人も少なからず存在したのである。周知のごとく受職倭人は年に一回、下賜された冠服と品帯を着用し、告身を携えて來朝することになっていた。「国朝五礼儀」嘉礼が定めた「正至王世子百官朝賀儀」の規定とあわせて考えると、史料Qにみえる「倭・野人」は正朝の会礼宴以前に実施された朝賀礼にも参席し、「朝貢分子」としての役割を演じていたのではないかと推測される。ただし、明宗一四年前後に「野人」に関する記録を欠き、北方からの「朝貢分子」の実像は把握できない。

2. 頻発する災変

さきに見たごとく、明宗一四年正朝に明宗はまず紫禁城に住まう嘉靖帝に対して望闕礼を執り行い、文武百官の朝賀礼を受けて朝鮮国内の君臣關係を確認したのち、盛大に会礼宴を催した(史料Q)。となれば、その後も王権強化をはかる明宗は正朝・冬至の宮中儀礼を忠実に実施したであろうと予測されよう。ところが実際にはそうではなかった。結論からいえば、明宗が名節の望闕礼と朝賀礼・会礼宴をすべて実施したのは明宗一四年正朝が最初であり、そして最後であった。

たとえば、この年八月の聖節には望闕礼に関する記録はない。四日前の夜に大雷電があり、明宗は八月一日に予定していた慕華館での閔武と西郊での謁稼(收穫状況の視察)をすべて取りやめることに決定していたから、災変を恐懼して八月一日の望闕礼も中止したのではないかと考えられる。またこの年の冬至は一月一四日にあたるが、やはり望闕礼の記録はない。『明宗実録』は数日前より流星の観測記録を残し、一月二二日より一七日までは明宗が政務を執った形跡もみあたらない。災変により明宗は冬至の国事行為を回避した、とひとまず判断するほかあるまい。災変は一二月下旬になっても朝鮮各地で頻発した。慶尚・全羅道では雷電と地震が発生し、とりわけ慶尚道金海では地震による被害が甚大であったことから、承政院は明宗に「上より恐懼修省せば、則ち災い消ゆるべし」と助言するほかなかった。ついで領議政尚震と右議政李浚慶も慶尚・全羅道からの状啓に接して待罪したが、明宗は「災異は実に予の否徳に由る。徒だ切に兢愼するのみ」と回答し、彼らを咎めてはいない。明宗一五年正朝の実

録記事に望闕礼をはじめとする宮中儀礼の記録がないのは、やはり天譴思想により名節の国事行為を中止せざるをえなかったであろう。八月上旬にも流星が観測されると、明宗は星変に関する史料調査を弘文館に命じており、八月一〇日の聖節に望闕礼を行ったとの記録はない。

明宗にとつて救いとなつたのは、八月下旬に仁政殿にて挙行した王世子一〇歳の冠礼と九月中旬の成均館入学であったに相違ない。一〇月にはやはり仁政殿にて衛社功臣を慰勞すべく、明宗即位以来はじめての功臣仲朔宴が施された。明宗は「予、十六年来、久しく功臣の宴を廃す。予の意、豈に安んぜんや。今日初めて此の宴を設くるに、宜しく共に盡く酔うべし」と上機嫌であったが、史官の批評は「国家、勲勞を待するの典は當に挙ぐべき所と雖も、然れども歳の豊凶を視ずして苟も之を行うは、已だ非たり」と手厳しい。そしてその慶祝ムードもながくはつづかなかつた。冬至にあたる一月二四日には、黄海道に「獷賊」林巨正(林叱正)の一党徐林を都城の崇礼門(俗称、南大門)外にて捕縛したとの報告があり、望闕礼の実施をうかがわせる記録はない。當時、林巨正らの活動範囲は漢城にもおよんでいたことから、この民乱(のち明宗一七年に鎮圧)が王都を脅かす事態を懸念して名節の宮中儀礼をひかえた可能性もあろう。

明宗一六年正朝になると、ようやく宮中儀礼に関する記録がみえるものの、簡略にすぎる。

R百官以權停例陳賀于仁政殿庭、(『明宗実録』卷二七、一六年正月壬戌朔条)

史料Rには「百官、權停例を以て仁政殿庭に陳賀す」とあり、

百官が朝賀礼を略式の権停礼で済ませたことを伝える。すでに前年七月に明宗は昌徳宮へ、文定王后と仁宗妃は昌慶宮へ移御していたが、明宗が昌徳宮仁政殿にて望闕礼を実施した形跡はない。これより五日前、闕庭では酒に酔った野人が怒号を発して朝謝(告身)を投げ捨て、門番に暴力までふるう事件が発生していた。野人が名節の正朝にあわせて来朝したのであれば、儀礼上、朝賀礼に参席させることになろうが、こうした「犬豕之輩」にして「人面獸心」の野蛮人を厳肅な国家儀礼に参席させるわけにはいくまい。民乱もいまだ終息をみておらず、またこの野人の事件を警戒して正朝の宮中儀礼は略式に済ませたのではないかと推察される。

その後も名節を祝う宮中儀礼の実施状況ははかばかしくない。明宗一六年四月、昌徳宮宣政殿の敦礼門に落雷があり、宮中を震撼させた。明宗はかつて世宗二六年(一四四四)七月に発生した景福宮延生殿への落雷をはじめ、延恩殿(成宗の生父徳宗の位牌奉安所)の水刺間(中宗一七年七月)、勤政門・錦川橋・東水閣への落雷(中宗三九年七月)など前例の調査を命じる一方、三議政以下の高官を前に「予、否徳を以て叨なくも緒を丕承すれども、十七年来、闕政頗る多く、上は能く天意に順わず、下は人心を和らぐるを得ず」と、自責の念を吐露して天変に驚愕したことがある。災害の原因を国王自身の不徳に求めるのは常套句であり、なかば儀礼化していたと思われる。ところが、八月上旬には金星・流星の観測があいついで報告され、これに降雹・雷電も加わったことから、明宗は「収声の月に雷電発作す。予の心、未安たり」と雷電に対して過敏に反応するようになる。そして八月一〇日の

聖節は京畿に雹が降るといふ異常気象を観測するなか、明宗はその救荒策を戸曹に命じた。雹で闕庭が濡れていたのであれば、宮中儀礼に支障を来したであろう。冬至は一月六日であったが、この日、明宗は昌徳宮より景福宮に移御しており、冬至の宮中儀礼に関する記録を欠く。さらに一月にも雷電が頻発し、当の明宗は風邪をわずらっていた。

S 大雷電、雨雪、伝曰、仲冬之月雷電発作、予心未安、且予近日感冒、咳嗽非常、累日不差、病中遇災、尤為未安、会百官礼及進豊呈、並停之、(『明宗実録』卷二七、一六年一月甲申(一〇日)条)

この史料Sの後半では「病中、災いに遇うは尤も未安たり。百官を会するの礼及び進豊呈は、並な之を停めよ」と命じている。となれば、明宗は冬至の会礼宴と文定王后に対する進豊呈の儀を執り行う予定であったが、災変と自身の病気のため冬至の宮中儀礼をやむなく中止したと考えられる。また、この年一月の『明宗実録』は日付けの干支表記にやや錯乱があり、国立中央天文台の観象監が冬至の日付けを誤った可能性もあろう。

翌明宗一七年正朝の宮中儀礼は事前に停止の命が下った。

T 伝曰、正朝有地下日食云、望闕礼・本朝賀礼並停之、而進豊呈進行于今月三十日、(『明宗実録』卷二七、一六年二月庚午(二五日)条)

二週間前の時点で正朝は日食と重なることが予測されていたため、望闕礼と朝賀礼は中止し、進豊呈の儀は前日の晦日に実施することとなった。一二月三〇日に催されたであろう進豊呈の儀の様子は伝わらないが、その前日、明宗は忠順堂にて饗礼を観覧し、

輪木投げの遊戯に興じたといふ。^⑩

その後、明宗一七年の冬至は当日の記録自体を欠き、翌一八年正朝の記録も空白となっている。おそらく、明宗一七年四月に孝順公主（文定王后の三女）の夫である綾原君具思顔が死去したため、名節の宮中儀礼をひかえたのであろう。そのうえ、年末に明宗は京畿・江原・黄海道の凶作を勘案し、「来る癸亥年（一〇明宗一八年）、大殿・中宮の誕生日及び王世子生辰の物膳は並な封進すること勿かれ」と伝旨していることから、異常気象にともない財政事情も悪化していたものと推測される。ついで明宗一八年の聖節を前に、検詳俞泓は文定王后の実弟である領議政尹元衡以下、左議政李浚慶・右議政沈通源（沈連源の実弟）の意向により望闕礼の中止を要請した。

U 検詳以三公意啓曰、近間上候愆和、日氣酷熱、聖節望闕礼勞動躬行、誠為未安、請命停行、答曰、為上国大礼自便不行、心甚未安、人君不可長在深宮、徒積壅鬱之氣、国無雜故、可行之事不廢可也、而近年以来、或多停廢、非徒予意未穩、凡挙動與否當亦出於上矣、然日候陰晴、未能料故、依允、（『明宗実録』卷二九、一八年八月甲寅〔八日〕条）

この頃、明宗は体調をくずしていたとみえる。酷暑のなか宮中儀礼を親しく執り行うとなれば、なおさら健康を害するであろう。ただ、明宗が「上国の為の大礼、自便もて行わざるは心甚だ未安たり」と発言するのもまた正論である。大明皇帝のための宮中儀礼をみずからの事情により中止するのは道理にもとる。国王たるもの、ながく王宮深くにこもっているわけにはいかず、特別な事情がないかぎり国事行為を中止すべきではない。しかし、明

宗は「近年以来、或いは多く停廢し、徒だに予の意未だ穩やかならざるのみに非ず」と語るように、明宗一四年正朝を最後に名節の望闕礼をたびたび中止してきたのも事実である。儀礼実施の与否は国王の決断にかかっているが、天候は予測しがたいことから明宗は三議政の意向を受け入れることに決定した。そして、明宗が名節の望闕礼に関してコメントを残したのは、この記録が最後である。

3、王世子と文定王后の死去

明宗一八年九月、王世子の順懷世子が一三歳で死去した。^⑪そのため、この年冬至は「今日、大臣等冬至の間安に因り、咸な闕庭に詣む」との記録が残るものの、国喪期間ゆえ望闕礼と朝賀礼は実施されなかった。^⑫当然ながら、喪に服す明宗が翌年の正朝・聖節に望闕礼を実施することはない。その間、明宗は「年三十を過ぐるも時に国慶無く、前年儲を喪いて後、国勢は孤弱に似たり。心気、豈に能く和平ならんや」と医官に脱力感を訴えるようになり、三月下旬には療養のため昌慶宮に移御した。^⑬のみならず、明宗は文定王后のための上寿・豊呈・曲宴も停止を命じていたほどである。名節の宮中儀礼がようやく復活の兆しをみせるのはその年冬至以後である。

V 百官行賀礼于明政殿庭（賀冬至）、（『明宗実録』卷三〇、一九〇一年一月丁未〔八日〕条）

W 上御明政殿、受群臣賀（時上自喪世子、因不寧久廢視事、今始受賀、人皆喜抃）、領議政尹元衡（割註略）等進賀箋、（後略）、（同書卷三一、二〇年正月己亥朔条）

前者の史料Vによれば、百官は昌慶宮の正殿である明政殿にて冬至を祝う朝賀礼を行った。おそらく明宗は明政殿に出御しておらず、また望闕礼も実施しなかったであろう。後者の史料Wではやはり望闕礼の実施記録を欠いたまま、「上、明政殿に御して群臣の賀を受く」とある。これにつづけて割註には「時に上、世子を喪いてより不寧に因り久しく視事を廢す。今始めて賀を受くるに、人皆な喜抃す」とあることから、やはり明宗は望闕礼を実施しないまま昌慶宮の正殿にのぞんだと解釈してよからう。

ところが、王世子につづいて文定王后も明宗二〇年四月に昌徳宮昭徳堂にて死去した。そのため、この年冬至と翌年の正朝・冬至に望闕礼をはじめとする宮中儀礼が王宮の正殿にて催されることはなかった。文定王后の実弟として権勢をふるった尹元衡もまもなく失脚し、一月中旬に他界している。明宗二一年の除夜に領中樞府事沈通源・左議政李蕤・右議政權轍が東西班二品・六曹堂上官を率いて明宗・明宗妃・仁宗妃の三殿に問安したが、明宗二二年正朝も国喪期間ゆえ明宗は政務を執ることさえなかった。

嘉靖帝崩御との訃報が朝鮮政府に届いたのは、それから一〇日後の正月一〇日である。その日のうちに明宗は正徳武宗帝崩御（中宗一六年、一五二二）の際の前例を参考に、体調がすぐれぬまま思政殿にて百官を率い、亡き嘉靖帝のために哭泣する華哀の儀を実施した。本来ならば、この喪礼は正殿の勤政殿にて行うべきところであったが、領議政李浚慶らの進言により、寒冷な外氣と明宗の健康状態を考慮して便殿の思政殿に変更となった。また、嘉靖帝の遺詔には「聞喪の日は各おの本処に於いて朝夕哭泣し、進香すること三日」とあったことから、正月一三日に明宗は

勤政殿を舞台に百官を率いて喪服に着替える成服の儀に臨み、翌日より常参と経筵のほか大小の国家祭祀をすべて取りやめて華哀の儀を二日間執り行っている。そして礼典どおり、四日後の正月一六日早朝に忌み明けの除服の儀を行った。沈通源は「日氣寒冷を以て大礼を強行せば、則ち恐らくは仍お傷に触るに致らん」と制止していたが、明宗にとつてはこの国事行為も対明外交儀礼の一環であったに相違ない。その明宗も同年六月に景福宮養心堂にて死去し、三四年の生涯を終えることになる。

むすび

以上、本稿では朝鮮明宗代における対明遥拝儀礼の実施状況について整理・分析した。その際には正朝・冬至の望闕礼にひきつづき王宮の正殿にて催された朝賀礼と会礼宴のあり方についても目配りし、父王中宗代の実施状況と比較検討しつつ分析を進めた。本稿での考察の結果を要約すれば、以下のとおりである。

(1) 明宗元年（一五四六）に嘉靖帝より朝鮮国王に冊封された明宗は、対馬宗氏が仕立てた「日本国王」の祝賀使節も迎え入れ、安定した国際環境のなかで宮中儀礼を実施した。垂簾聴政期の場合、「蕃王朝貢の礼」に属する対明遥拝儀礼の初見は中宗と仁宗の三周忌を終えた明宗二年一〇月の千秋節である。千秋節の望宮礼は明宗代に二度実施されたが、莊敬太子（嘉靖帝の第二子）の夭逝後、朝鮮王宮で実施された形跡はない。その後は明皇后の死去、地震・日食という天災、仁宗妃の母の死去などの例外をのぞけば、正

朝・冬至の望闕礼はほぼ順調に執り行われた。とりわけ明宗四年の正朝・聖節そして冬至には大明皇帝のための通拝儀礼がそろって催されている。しかし、中宗一〇年代より形骸化していた会礼宴は明宗代に入ってもほとんど開催されず、文定王后のための進豊呈もようやく明宗五年正朝になって催された。相対的に朝賀礼の実施が低調となっているのは、文定王后による垂簾聽政という当時の政治状況を反映した結果であろう。

(2) 明宗親政前半期では明宗八年九月に景福宮の失火という天譴恐懼すべき災変を経験し、これに異常気象も加わって同年冬至と翌年正朝の宮中儀礼は中止を余儀なくされた。しかし、一年後に景福宮重創事業が完了すると、むしろ名節の望闕礼と朝賀礼は垂簾聽政期に比して忠実に執り行われた。ただし、王権はかならずしも盤石ではなかった。領議政沈連源を筆頭とする戚臣勢力の影響を払拭できないまま、朝鮮国王と文武百官との君臣関係を確認するはずの朝賀礼は次第に軽視されはじめ、史官は王朝国家の大礼を怠る大臣を批判している。明宗一二年正朝にいたっては大臣が早朝の極寒を口実に望闕礼と朝賀礼の停止を要請して許され、同年冬至は濃霧のため百官が権停礼により文定王后に陳賀するにとどまった。垂簾聽政期を脱したとはいえない。

(3) 明宗親政後半期で注目すべきは明宗一四年正朝の事例である。この日は勤政殿を舞台に、望闕礼↓朝賀礼↓会礼宴の

順に正朝の国家儀礼が厳かに執り行われた。のみならず、午後の会礼宴では殿庭に宗親・文武百官とならんで倭人と野人が参列し、彼ら「朝貢分子」が朝鮮国王を頂点とする宮中儀礼に取り込まれている。明宗の王権強化を物語る好例といえよう。ここには朝鮮を中心とする「朝貢体制」の「仮構」が看取できる。しかし、この明宗一四年正朝以後、名節の宮中儀礼はかつてないほど停滞した。雷電・地震・日食などの災変に加えて異常気象もあいつぎ、林巨正の一派が都城の南大門まで迫ったこともある。明宗一八年に王世子が夭逝すると明宗はなごらく視朝せず、その二年後には文定王后も死去して国葬期間に入った。明宗が漢城にて望闕礼を実施したのは、実に明宗一四年正朝が最後であった。

本稿にみた明宗代における対明通拝儀礼の停滞は、のちの宣祖代の実施状況と比較するといっそう際立つ結果となる。壬辰倭乱(文祿・慶長の役)後もたしかに朝賀礼は停滞するが、それでも宣祖は名節のたびにほぼ一貫して望闕礼を執り行い、荒廃した漢城から文武百官とともに大明皇帝を遥拝した⁽¹⁾。問題となるのは、その後の明清交替(いわゆる華夷変態)期における当該儀礼の実施状況であろう。朝鮮一七世紀の対明通拝儀礼については今後の課題としたい。

註

(1) 檀上寛「明朝の対外政策と東アジアの国際秩序―朝貢体制

の構造的理解に向けて」(『史林』第九二巻第四号、二〇〇九年七月)。

(2) 『明太祖実録』巻四五、洪武二年九月壬子(二二日)条。檀上寛「明初の海禁と朝貢―明朝専制支配の理解に寄せて」(森正夫他編『明清時代史の基本問題(中国史学の基本問題4)』汲古書院、一九九七年一〇月)二〇六―二〇七頁。同、前掲「明朝の対外政策と東アジアの国際秩序」一二―一六・二四―二六頁。

(3) 桑野栄治「高麗末期の儀礼と国際環境―対明遥拝儀礼の創出」(『久留米大学文学部紀要(国際文化学科編)』第二一号、二〇〇四年三月)七六―七九頁。朝鮮時代におけるその後の展開は桑野栄治「朝鮮初期の対明遥拝儀礼―その概念の成立過程を中心に」(『久留米大学比較文化年報』第一〇輯、二〇〇一年三月)、同「朝鮮世祖代の儀礼と王権―対明遥拝儀礼と鬮丘壇祭祀を中心に」(『久留米大学文学部紀要』第一九号、二〇〇二年三月)、同「朝鮮成宗代の儀礼と外交―『経国大典』成立期の対明遥拝儀礼」(『同』第二〇号、二〇〇三年三月)、参照。これら四本の論考は増補・修正のうえ、桑野栄治「高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究」(二〇〇一―二〇〇三年度科学研究費補助金「基盤研究(C)」(2))研究成果報告書、二〇〇四年二月)に収録した。

(4) 「冬至、王具冕服、率百官、向闕拜賀、山呼万歳、後百官又行本朝賀礼」(『高麗史』巻六七、礼志九、嘉礼、元正冬至上国聖寿節望闕賀儀、恭愍王二十一年一月丁巳(二四日))

条。桑野栄治、前掲報告書「第1章 高麗末期の儀礼と国際環境」一六・二四頁。

(5) 「正至・聖節・千秋節、殿下率王世子以下、行望闕礼」(『経国大典』巻三、礼典、朝儀条)。「国朝五礼儀」巻三、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条および皇太子千秋節望宮行礼儀条。

(6) 「正至・朔望、大殿・王妃誕生日、王世子・百官朝賀」(『每歳正朝或冬至、行会礼宴』(順に『経国大典』巻三、礼典、朝儀条・宴享条)。また『国朝五礼儀』巻三、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀条および正至会儀条。

(7) 『世祖実録』巻三、二年正月辛未朔条。桑野栄治、前掲報告書「第3章 朝鮮世祖代の儀礼と王権」一〇四―一〇七頁。

(8) 桑野栄治、前掲報告書「第4章 朝鮮成宗代の儀礼と外交」一五七―一五九頁。

(9) 桑野栄治「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた一五世紀朝鮮の儒教と国家―朝鮮燕山君代の対明遥拝儀礼を中心に」(『朝鮮史研究会論文集』第三四集、二〇〇五年一月)。同「朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼―一六世紀前半の朝鮮と明・日本」(『久留米大学文学部紀要』第二四号、二〇〇七年三月)。

(10) 李範稷『韓国中世礼思想研究―五礼を中心として』(潮閣、ソウル、一九九一年九月)「第2章Ⅲ 世宗朝「五礼」の分析」三二七―三二九頁。

(11) 韓亨周「対明儀礼를 통해 본 15세기 朝―明관계」(『역사민속학』第28号、ソウル、二〇〇八年一月)。

- (12) 高麗大学校民族文化研究所編『朝鮮時代即位儀礼와 朝賀儀礼의 研究(宮中文化再現行事考証研究叢書1)』(文化財管理局、ソウル、一九九六年二月)「第2部Ⅲ 正至朝賀儀礼—正朝와 冬至에 행하는 王世子와 百官의 朝賀」(執筆は韓亨周)。韓亨周「朝鮮初期朝賀儀礼에 대한 考察—正至朝賀를 중심으로」(『明知史論』第13輯、ソウル、二〇〇二年二月)。姜制勲「조선초기 朝會 의식」(『朝鮮時代史學報』28、ソウル、二〇〇四年三月)。同「조선세조 朝의 조희」(『韓國史研究』一二八、ソウル、二〇〇五年三月)。同「朝鮮世祖代의 朝會와 王權」(『史叢』61、ソウル、二〇〇五年九月)。同「조선 성종대 朝會儀式과 朝會 운영」(『韓國史學報』第27号、ソウル、二〇〇七年五月)。同「조선초기 朝儀의 의례구조와 상징」(『韓國史研究』一三七、ソウル、二〇〇七年六月)。同「조선시대 朝參儀式의 구성과 왕권」(權五榮他『조선왕실의 嘉禮』韓國中央研究院、城南、二〇〇八年二月)。
- (13) 渡辺信一郎『天空の玉座—中國古代帝國的朝政と儀礼』(柏書房、一九九六年九月)。韓國語版의 문정희·임대희訳『天空의 玉座—중국 고대제국의 조정과 의례』(新書苑、ソウル、二〇〇二年一月)は同「唐代の元會儀礼—大唐開元礼」皇帝元正冬至受群臣朝賀祝注稿」(若松寛編『帝國システムの比較史的研究』一九九五〜九七年度科学研究費補助金(基盤研究B(3))研究成果報告書、一九九八年三月)による成果を追加収録する。
- (14) 国民大学校韓國学研究所編『朝鮮時代養老宴儀礼와 御宴儀礼의 研究(宮中文化再現行事考証研究叢書2)』(文化財管理局、ソウル、一九九七年二月)「第1部Ⅱ 朝鮮時代宴會儀礼의 변천」(執筆は池斗煥)。姜制勲「조선초기 正至會禮의식의 정비와 운영」(『韓國史學報』第34号、ソウル、二〇〇九年二月)。
- (15) 桑野栄治「東アジア世界と文祿・慶長の役—朝鮮・琉球・日本における対明外交儀礼の観点から」(第2期日韓歴史共同研究委員会編『第2期日韓歴史共同研究報告書(第2分科会篇)』同委員会、二〇一〇年三月)。
- (16) 桑野栄治、前掲「東アジア世界と文祿・慶長の役」六〇〜六一頁。この点は豊見山和之『琉球王国の外交と王權』(吉川弘文館、二〇〇四年六月)「Ⅲ第1章 祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王權儀礼」(初出は赤坂憲雄編『王權の基層へ(叢書・史層を掘るⅢ)』新曜社、一九九二年五月)二三四頁に注目されていた。
- (17) 平木實『朝鮮社会文化史研究Ⅱ』(阿吽社、二〇〇一年一二月)「朝鮮時代中宗・明宗代の早魃を巡る天譴意識とその社会」(初出は『朝鮮學報』第一三四輯、一九九〇年一月)。李泰鎮「小水期(1500—1750) 천변재이 연구와 『朝鮮王朝實錄』—Global history의 한 장」(『歴史學報』第一四九輯、ソウル、一九九六年三月)二二二〜二二五頁。李碩圭「조선明宗代의 求言과 民本理念의 변질」(『朝鮮時代史學報』51、ソウル、二〇〇九年二月)九三〜九七頁。林惠蓮「明宗前半期 災異論과 垂簾聽政認識」(『韓國思想과 文化』第53輯、ソウル、二〇一〇年六月)

- 一一一〜一一四頁。
- (18) 震檀学会編(李相佰著)『韓国史(近世前期篇)』(乙酉文化社、ソウル、一九六二年三月)「第二編第五章 士禍・党争」五五五〜五五八頁。国史編纂委員会編『한국사(30 조선중기의 정치와 경제)』(同委員会、果川、一九九八年一月)「I2 사림의 득세」(執筆は李樹健)一四・二〇〜二二頁。のち明宗二年二月に院相の任は解かれた(『明宗実録』卷五、二年二月辛卯(九日)条)。
- (19) 林惠蓮「朝鮮時代 垂簾聽政의 政비과정」(『朝鮮時代史学報』27、ソウル、二〇〇三年一月)四三〜四七頁。
- (20) 李芑・鄭順朋・林百齡・許磁以下、衛社功臣二八名の録勲経緯は禹仁秀「朝鮮明宗朝衛社功臣의 性分과 動向」(『大丘史学』第三四輯、大邱、一九八八年六月)二〜八頁、韓春順「明宗代勲戚政治研究」(慧眼、ソウル、二〇〇六年七月)「I 乙巳士禍의 發生과 확대」(初出は『人文学研究(慶熙大学校人文学研究所)』第2号、ソウル、一九九八年)五〜五七頁、参照。
- (21) 「承旨・史官・議政府・六曹東西班二品以上、問安于四殿、命賜酒、冬至也」(『明宗実録』卷二、即位年一月戊辰(九日)条)。
- (22) 「礼曹啓曰、来正朝百官賀礼、當用時服、但王大妃方在未寧、而阿魂殿亦在王大妃時御之宮、時服行礼似為未安、取粟、伝曰、国家礼節不可率意行廢、其議于院相処之、鄭順朋回啓曰、国家大礼、自下難於擅便、然王大妃未寧、且有魂殿、不為賀礼為當、伝曰、王大妃殿不為賀礼可也」(『明宗実録』卷二、即位年二月丁巳(二八日)条)。
- (23) 「仁宗妃は前日、「未寧を以て」昌徳宮東宮に移御していた(同書卷二、即位年二月丙辰(二七日)条)。
- (24) 「仁宗の死去と乙巳士禍により、もはや景福宮に居場所はなかつたものと推察される。」
- (25) 「国朝五礼儀」卷三、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀条。高光林「韓国の冠服」(和成社、ソウル、一九九〇年一〇月)「金冠 朝服에 関한 研究」朝鮮時代學中心으로 二六五頁。
- (26) 「中宗の魂殿は昌慶宮便殿の文政殿に、仁宗の魂殿は昌徳宮便殿の宣政殿とされた。『仁宗実録』卷一、元年正月戊戌(四日)条。『明宗実録』卷一、即位年七月戊寅(一八日)条。国葬後三年間、位牌を奉安する魂殿は中宗代以後になると王宮の便殿をあてることが多い。この点は조재모「고종대 정복공의 증견과 궁궐 건축형식의 정형성」(『서울학연구』第29号、ソウル、二〇〇七年八月)三九頁、李賢珍「조선 왕실의 혼전」(鄭玉子他『조선시대 문화사(상)』—문물 의 정비와 왕실문화—一志社、ソウル、二〇〇七年二月)一五二〜一五三頁、参照。
- (27) 「諫院啓曰、大喪三年之内非有大慶事、則受賀固為未安、況王大妃時在未寧、移御他宮、方懷憂慮、雖以時服行礼、尤為未安、且是日百官以衰服(喪服)陪祭于魂殿、一日之内哀慶并舉、亦未合情礼、請停正朝賀礼、答曰、賀礼有前例、故欲行之耳、諫官啓之、停行可也」(『明宗実録』卷二、即位年二月丁巳(二八日)条)。
- (28) 「明宗実録」卷一、即位年七月戊辰(八日)条。明宗のこの発言は田花為雄「朝鮮郷約教化史の研究(歴史編)」(鳴

- 鳳社、一九七二年三月)「第二章 明宗王代の郷約教化」
一三五頁に指摘がある。
- (27) 『明世宗実録』卷三二七、嘉靖三十五年一月癸酉(一九日)条には「冬至、大祀天子園丘、(後略)」とあり、明宗元年冬至は一月二〇日にあたるが、当日の実録記事に宮中儀礼に関する記録はない(『明宗実録』卷四、十一月癸酉(二〇日)条)。また『明宗実録』卷五の冒頭には「二年(大明嘉靖二十六年)正月甲寅朔」と記すにすぎない。以下、『明宗実録』に冬至を明示する記録がない場合、『明世宗実録』を利用する。
- (28) 『明宗実録』卷三、元年二月戊申(二二日)条。翌年閏九月に明宗は百官を率い、景福宮北門の神武門外にて功臣会盟祭を実施し、勤政殿では会盟宴が催された(同書卷六、二年閏九月辛卯(二三日)・壬辰(二四日)条)。
- (29) 「伝于政院曰、今観威鏡監司書状、凶荒太甚、今年冬至及丁未年正朔方物、姑令蠲減」(『明宗実録』卷四、元年九月乙卯朔条)。
- (30) 『明宗実録』卷三、元年二月癸巳(六日)条。
- (31) 『明宗実録』卷四、元年一〇月丙戌(二二日)条。同書卷六、二年九月辛亥(三日)条。橋本雄氏は安心と菊心を「僧体の博多商人」とみなす。同『中世日本の国際関係―東アジア通交圏と偽使問題』(吉川弘文館、二〇〇五年六月)「第五章 『二人の將軍』と外交権の分裂」二二三〜二三四頁。
- (32) 中村榮孝『日鮮関係史の研究(下)』(吉川弘文館、一九六九年一二月)二一十六世紀朝鮮の対日約条更定 一七三〜一七五・一八八〜一八九頁。
- (33) 『明宗実録』卷四、元年一月戊辰(一五日)条。同書卷六、二年七月庚戌朔条。池斗煥氏によれば、仁宗を支持した士林の反対により仁宗の一年喪が三年喪に変更されたと推測する。同『朝鮮前期儀礼研究―性理学正統論を中心으로』(ソウル大学校出版部、ソウル、一九九四年七月)「第4章 国家喪礼の整備と正統論の確立」二六一頁。
- (34) 『明宗実録』卷七の冒頭には「三年(大明嘉靖二十七年)正月戊寅朔」と記すにすぎない。
- (35) 『明世宗実録』卷三三〇、嘉靖二十六年一月乙未(一八日)条。『明宗実録』卷六、二年一月甲戌(二七日)・丁丑(三〇日)条。
- (36) 「上行望宮礼于勤政殿(千秋節也)」(『明宗実録』卷八、三年一〇月丁未(六日)条)。
- (37) 『明宗実録』卷八、三年一月丁丑(六日)・己卯(八日)・辛巳(一〇日)条。なお、明宗三年冬至は一月一三日にあたる(『明世宗実録』卷三四二、嘉靖二十七年一月甲申(二三日)条)。また、朝鮮時代における地震の観測記録については田村専之助『李朝鮮気象学史研究(東洋気象学史論叢I)』(三島科学史研究所、一九八三年一月)「第二章 李朝気象学の性格」八四〜八八頁、参照。
- (38) 『明世宗実録』卷三四六、嘉靖二十八年三月丁未(一七日)条。『明宗実録』卷九、四年四月乙卯(一六日)条。『攷事撮要(奎章閣叢書第七)』(京城帝国大学法文学部、京城、一九四一年二月影印。底本は「萬曆四十一年九月日」附けの内賜記

- を有する太白山史庫旧蔵本)上、大明紀年、嘉靖二八年己酉〔明宗大王四年〕条に「皇太子薨、諡哀冲」とあるのは朝鮮側の事実誤認である。嘉靖帝第一子の哀冲太子は嘉靖一二年(中宗二八)八月に生まれ、二ヶ月後に夭逝している(『明世宗実録』卷一五三、嘉靖一二年八月己丑〔一九日〕条、同書卷一五五、嘉靖一二年一〇月己卯〔二〇日〕条)。
- (39) 池斗煥、前掲「朝鮮時代宴会儀禮의 변천」一八・二二頁。桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代における対明選擇儀禮」一一八〜一一九頁。
- (40) 「伝于政院曰、即位以後、久廢進豊呈之禮、故強請于慈殿、則以災變為未安、其餘豊呈、只設曲宴」(『明宗実録』卷九、四年一二月丙午〔二一日〕条)。
- (41) 「領議政李芑・左議政沈連源・右議政尚震詣資序啓曰、進豊呈、雖非大王大妃同聽政之時、必行之者合於禮也、況今惡殿同聽國政、而即位之後、久廢此禮、正朝則非他節日之比也、慈殿雖不使之、國家大禮不可以年凶而廢之、仍啓慈殿曰、正朝進豊呈、非宴樂也、乃國家大禮、而即位之後、一不行焉、雖主上屢請而不許、只命設曲宴、然曲宴私禮也、進豊呈乃大禮也、災變雖所當警、而礼文所載久廢不舉、至為未安、(中略)慈殿答曰、主上昨以該司啓稟請之曰、大宴雖不得設、小宴猶可行也、然冬雷地震、災變疊出、雖或小宴、寡德之人勢未可享、況大宴乎、決不可行也、李芑等三啓懇請、上答曰、將大臣之言并予意、再三懇啓、則慈殿以為、享此大宴心未安、然勉從朝廷之意也」(『明宗実録』卷九、四年一二月丁未〔二二日〕条)。
- (42) 池斗煥、前掲「朝鮮時代宴会儀禮의 변천」一五頁。
- (43) 世宗代(一四一八〜一五〇年)以降、經筵の活性化と朝會儀禮の整備にともない、便殿は国王の私的な空間から公的な空間へと變化した。장영기「朝鮮時代 宮闕便殿의 성격과 체제변화」『朝鮮時代史學報』48、ソウル、二〇〇九年三月)九〜一一頁。
- (44) 「上御思政殿、行進豊呈禮、又賜東西班二品以上及承政院・弘文館・兩司・兵曹・都總府入直官・藝文館上下番、宴于勤政殿西庭」(『明宗実録』卷一一、六年正月己丑朔条)。
- (45) その事例は以下のとおり。「上親行聖節望闕禮」(『明宗実録』卷一二、六年八月乙丑〔二〇日〕条)。「親行望闕禮、陳賀于大王大妃・恭懿王大妃、遂御勤政殿、受群臣朝賀」(同書卷一三、七年正月甲申朔条)。「明宗五年一二月の冬至と翌六年の正朝・冬至に望闕禮と朝賀禮を實施した形跡がないのは、明宗五年六月に仁宗妃の母である聞韶府夫人金氏が死去した(同書卷一〇、五年六月癸丑〔二〇日〕条)ためであろう。ただ、明宗七年の冬至は一月二七日にあたる(『明世宗実録』卷三九一、嘉靖三一年一月乙巳〔二七日〕条)が、『明宗実録』には当日の記録自体が存在しない。
- (46) 『明宗実録』卷一三、一二月甲子(二六日)条。同書卷一四、八年正月戊寅朔条。
- (47) 「上行望闕禮(聖節也)」(『明宗実録』卷一五、八年八月甲申〔二〇日〕条)。

- (48) 「遣僉知中枢府事李澤賀冬至、上親行拝表礼」(『明宗実録』卷一五、八年八月戊寅〔四日〕条)。拝表とは朝鮮国王が明に派遣する使節に外交文書である表を授け、王宮の正門まで見送る王朝国家儀礼である。「国朝五礼儀」卷三、嘉礼、拝表儀条。
- (49) 『明宗実録』卷一五、八年十一月庚戌(七日)条。『明世宗実録』卷四〇四、嘉靖三十二年十一月庚戌(七日)条には「冬至、大祀天子園丘、(後略)」とある。
- (50) 「景福宮大内火(太祖即位三年所創康寧・思政二殿及欽敬閣皆燒盡、自祖宗朝所伝珍宝・書籍與大王大妃誥命・服御等物、亦盡為灰燼、(中略)先是、有流星自東向西、光照京師、有火聲、未幾有此災」、伝于政院曰、大内盡燒、致驚祖宗在天之靈、予心罔極、(後略)」(『明宗実録』卷一五、八年九月丁巳〔一四日〕条)。明宗八年の景福宮焼失についてはソウル特別市史編纂委員会編『서울特別市史(古蹟篇)』(同委員会、ソウル、一九六三年十二月)「第一部第二章第一節 宮闕建築」五五〜五六頁、同委員会編『서울建築史(서울역사총서2)』(ソウル特別市、ソウル、一九九九年二月)「第4章第4節 各種建築」二九一頁のほか、文化財庁編『景福宮變遷史(上)―경복궁 변천과정 및 지형분석 학술조사 연구용역』(文化財庁、ソウル、二〇〇七年八月)「제2장1 차간이후의 변천과정 고찰」三九〜四〇頁に素描がある。朝鮮前期の景福宮の構造は【図】、参照。
- (51) 『湖陰雜稿』(名古屋市蓬左文庫架蔵、請求番号は一六六一七)卷八、雜著、景福宮繕修曆録序に「(前略)是年九月十三日夜、大内燬閣失火、便殿・寢殿・堂廡聯廊延熱幾盡火達曙不熄、百僚空集、都人競聚、奔走畢力、莫之能救、殿下方御昌德宮、震驚引咎、若無容措、(後略)」とある。当時、第一級の文人であった鄭士龍の経歴とその著作は長正統「湖陰雜稿と鄭士龍」(『史淵』第一二二輯、一九七五年三月)、参照。
- (52) 『忍齋先生文集』(『影印標点韓國文集叢刊』32、民族文化推進會、ソウル、一九八九年二月影印、所収。底本はソウル大学校奎章閣蔵本)卷四、雜著、景福宮重新記に「(前略)九月十三日、因中人不謹、火復起於康寧殿之後廊、變生中夜、百僚駭奔、行火所所、濟瀉帷幕、鬱攸從之、而猶不能救、南至于思政殿之南廊、東至于康寧殿之外東廊、東北于清謐樓之南月廊、西北于含元殿之永泰門、北延于交泰殿、西南于慶會門、烈燄飛騰、有若神熾而鬼嘘之者、終夜而盡、名樓殿之僅存者、惟勤政・慶會・含元・清謐而已、(後略)」とある。
- (53) 『中宗実録』卷一〇〇、三十八年正月壬子(七日)条。『明宗実録』卷一五、八年二月己巳(二二日)条。東宮については『世宗実録』卷一四八、地理志、京都漢城府条に「東宮(在建春門之内)」とあり、景福宮東門の内側にあつた。
- (54) 「領議政沈連源・左議政尚震・右議政尹漑啓曰、火災雖由人不謹、夷天示戒、宜避殿・減膳、罪己求言、臣等在相位、不能盡職、使天災至於此極、豈敢安然尸素、若遞臣等之職、則畏天之意著矣、答曰、正闕火災至於此極、罔知所措、是

豈大臣失職所召、勿辭、避殿・減膳・求言事、如啓」(『明宗実録』卷一五、八年九月丁巳〔二四日〕条)。明宗が正殿に戻ったのは一二月上旬である(同書卷一五、八年一二月辛巳〔九日〕条)。

(55) たとえば、望闕礼の挙行直前には「殿下、冕服を具えて思政殿に御す」とあり、国王は内殿の思政殿にて待機する。また望闕礼の終了場面では「左・右通礼、殿下を導きて内に還り、楫扇・侍衛は来る儀の如くす。(殿下)思政殿に至れば、桑止む」とあり、まず国王が思政殿に戻るまで文武百官は外殿の勤政殿庭から退場することはできない。つまり、この儀礼の起点と終点は思政殿にあり、朝賀礼の場合も同様である。『国朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条。桑野榮治、前掲報告書「附録 朝鮮初期望闕行礼儀註試釈」一六五〜一六六頁。조재모、前掲「고종대경복궁의 중건과 궁궐 건축형식의 정형성」四六頁。

(56) 「伝于政院曰、近日、外方有冬雷之變、黄霧四塞、京師連有災變、尤為非常、予益深恐懼」(『明宗実録』卷一五、八年一二月戊戌〔二六日〕条)。

(57) 「全羅道杜鵑花発、麻生発花、両麥発穂、李梅実、痘癘伝染、死者甚多、京師及他道皆然」(『明宗実録』卷一五、八年一二月是月条)。

(58) 李碩圭、前掲「조선明宗代의 求言과 民本理念의 변질」九七・一〇二〜一〇三頁。

(59) 『明宗実録』卷一七、九年九月丙辰〔二八日〕条。『退溪先生文集』(『韓国文集叢刊』30、所収。底本はソウル大校

奎章閣蔵本)卷四二、記、景福宮重新記に「(前略)甲寅正月壬子、大内及東宮一時正基、四月、欽敬閣成、六月、東宮成、八月、思政殿・丕頭閣・交泰殿・延生殿・慶成殿・養心堂・紫微堂以次而成、九月、康寧殿成而功告訖、賞賚有差、十一月戊申、告于宗廟、十二月己卯、四殿還移御、(後略)」とあり、『湖陰雜稿』卷八、雜著、景福宮繕修錄序には「(前略)抵九月十一日、諸役並完、二十四日、賜都提調以下宴于思政殿庭、賜物賞階若職有差、(後略)」とある。なお、景福宮丕頭閣を「第二便殿」としたのは장영기、前掲「朝鮮時代宮闕便殿의 성격과 체제변화」一八九頁による。

(60) 朝鮮總督府編『朝鮮語辭典』(同府、京城、一九二〇年三月。国書刊行会、一九七四年一二月復刻)九〇〇頁。

(61) 前掲、『退溪先生文集』卷四二、記、景福宮重新記。李滉はこの「景福宮重新記」を製進したほか殿閣の額字を担当し、恩賞を賜った。『退溪先生年譜』卷一、世宗嘉靖三三年甲寅(先生五四歲)七月・一二月条。『明宗実録』卷一七、九年一二月庚辰〔一四日〕条。

(62) 曹植「南冥集」(『韓国文集叢刊』31、所収。底本は啓明大校中央図書館蔵本)卷二、疏類、乙卯辞職疏に「宣務郎(東班従六品の位階)新授丹城監曹植、誠惶誠恐、頓首頓首、上疏于主上殿下、(中略)抑殿下之國事已非、邦本已亡、天意已去、人心已離、(中略)慈殿塞淵、不過深宮之一寡婦、殿下幼冲、只是先王之孤嗣、天災之百千、人心之億萬、何以當之、何以收之耶、(後略)」とある。ま

- た『明宗実録』卷一九、一〇年一〇月壬申（二一日）条および一二月庚戌（二九日）条、新授丹城縣監曹植上疏。
- (63) 『明宗実録』卷一九、一〇年一二月辛亥（二〇日）条。曹植のこの上疏をめくっては韓春順、前掲書「Ⅲ 親政期（同8年7月～22年6月）権力関係の 변화와 勲戚政治」(初出は『朝鮮時代史学報』12、ソウル、二〇〇〇年3月)一六六頁に指摘がある。
- (64) 『明宗実録』卷一九、一〇年一二月癸巳（二三日）・壬寅（二二日）条。後掲史料Kの割註には「時に大王大妃、卜者の言に因り昌徳宮に避御す」とあるが、文定王后の具体的な不安材料は詳らかでない。
- (65) 金字基『朝鮮中期戚臣政治研究』（集文堂、ソウル、二〇〇一年三月）「제1편 제2장 戚臣政治의 固着과 내부 갈등」(初出は『朝鮮史研究』第二輯、慶山、一九九三年五月)七二頁の表1—5「明宗9～14년의 三議政과 六曹判書」、参照。
- (66) 『明宗実録』の史論では、文定王后を国母とし外戚を臣下とした明宗は否定的に評価され、大臣の沈運源・尚震・尹漑もまた否定的に論評されている。車長燮『朝鮮前期実録의 史論』（『国史館論叢』第三輯、果川、一九九二年六月）三八～四〇・四五頁。
- (67) 「上行望闕礼（聖節）」（『明宗実録』卷二一、一一年八月丙申（二〇日）条）。
- (68) 「上行冬至望闕礼、○上幸昌徳宮、問安于聖烈仁明大王大妃殿」（『明宗実録』卷二一、一一年一月乙丑（二〇日）条）。
- (69) 「諫院啓曰、奉上之礼不可有苟簡之習、事天之道不可弛警懼之心、毎年冬至之日、上率百官、賀兩殿履長之慶、百官又陳賀于大殿・中殿、亦礼之當然而不可廢者也、今年日南至、百官當陳賀、而該曹以下兩庭濕徑自取稟、并與權停礼而罷之、大殿及中殿賀礼、自上謙讓未受、若兩殿陳賀、則關於奉上之礼、非不得已、不可罷也、雖曰下雨、行於簷下、古有其礼、借曰雨甚不成儀、則百官聚于陳賀之處、取稟可也、而賀議未成、得旨便罷去、非苟簡而何、(中略) 答曰、兩大妃殿陳賀事、前者不無權停時、而今適下雨庭濕、上殿之意亦爲未安、且因取稟而偶然命停之也、礼曹勿推、(後略)」(『明宗実録』卷二一、一一年一月乙丑（二〇日）条)。これにつづけて実録記事には「上、景福宮に還る」とあり、百官による陳賀礼と朝賀礼が実施された形跡はない。
- (70) たとえば、中宗は晩年に「常時、聖節も亦た權停例を以て之を行う」と発言しており（『中宗実録』卷九一、三四年九月己未（二五日）条）、聖節の望闕礼は權停礼による実施が慣例となっていたことをうかがわせる。桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代における対明通拝儀礼」二二五～二二六頁。
- (71) 『国朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条。桑野栄治、前掲報告書「附録 朝鮮初期望闕行礼儀註試釈」一六四頁。闕牌については朝鮮総督府編『朝鮮古蹟圖譜』第一冊（朝鮮総督府、一九三二年三月。名著出版、一九七三年三月復刻）、朝鮮時代、客舎、一五八〇頁の図版五〇九二「開城府客舎太平館殿牌及闕牌」、参照。
- (72) 『明宗実録』卷二三、一二年八月丁酉（二七日）条。そ

の一週間後には勤政殿にて会礼宴が催された(同書巻二三、一二年八月甲辰(二四日)条)。

(73) 「伝于政院曰、元子輔養官、則今年夏自上當命某某宰相矣、来丁巳年(〓明宗一二)秋封世子後、於冬至使之行奏讀、則戊午春天使必来矣、此意論三公・領府事(尹元衡)及礼曹・承文院」(『明宗実録』巻二〇、一二年正月辛巳(二二日)条)。三議政とならんで領中樞府事(中樞府の長官、正一品)尹元衡がなお政治権力を有していることは容易に読み取れよう。当時、尹元衡が三議政とともに重要事案の決定に影響力を行使していたことは李宰熙「朝鮮明宗」威臣政治”의 전개와 구성”(『韓國史論』29集、ソウル、一九九三年六月)六七〜六八頁に指摘がある。

(74) 「遣知中樞府事李名珪・同知中樞府事尹春年如京師、賀冬至、伝于李名珪・尹春年曰、頒降大明会典及封太子等事、卿等須詳細聞見而來」(『明宗実録』巻二三、一二年八月己亥(二九日)条)。「朝鮮国王李暲(〓明宗)奏、臣母恭僖王(〓中宗)繼妃尹氏、臣嫂榮靖王(〓仁宗)妃朴氏誥命被燬、乞賜補給、詔允所請」(『明世宗実録』巻四五、四、嘉靖三十六年二月乙酉(六日)条)。当時はいまだ朝中間の宗系弁証問題が解決しておらず、今回の冬至使には『嘉靖会典』の編纂状況を見聞してくるよう、王命が下つていた。桑野栄治「朝鮮明宗代の対明外交交渉―朝鮮使節が入手した二種の『嘉靖会典』写本」(『久留米大学文学部紀要』第二七号、二〇一〇年三月)二六頁。同『朝鮮前期の対明外交交渉に関する基礎的研究』(二〇〇七〜二〇〇九

年度科学研究費補助金「基盤研究(C)」研究成果報告書、二〇一〇年二月)九四頁。

(75) 「上移御于昌德宮、聖烈仁明大王大妃及恭懿王大妃移御于昌慶宮」(『明宗実録』巻二三、一二年八月丙午(二六日)条)。明宗と王妃・両大妃が景福宮に還御したのは三ヶ月後である(同書巻二三、一二年二月庚辰朔条)。

(76) 「百官以權停礼陳賀于昌慶宮(聖烈仁明大王大妃誕日也)」(『明宗実録』巻二三、一二年一〇月辛丑(二二日)条)。

(77) 「明宗実録」巻二三、一二年一〇月辛未(二二日)・壬申(二三日)条。

(78) 「明宗実録」巻二三、一二年九月壬子(二日)・己未(九日)・壬戌(二二日)条および一〇月庚子(二二日)・十一月条丁巳(八日)条。

(79) 「明宗実録」巻二三、一二年一月己卯(三〇日)条および一二月庚辰朔・壬午(三日)条。

(80) 「明宗実録」巻二四の冒頭には「十三年(大明嘉靖三十七年)正月庚戌朔」と記すにすぎず、三日間の記録がない。

(81) 「明宗実録」巻二三、一二年一二月丙戌(七日)条、廃妃慎氏卒伝。「璿源系譜紀略」璿源世系、中宗妃恭昭順烈端敬王后慎氏(籍居昌)。「廃妃」とはいえ父王中宗の糟糠の妻であつた慎氏に対し、明宗は王后の考妣の例により一等礼で護喪した。この点は李齊珍『조선후기 종묘전례연구』(一志社、ソウル、二〇〇八年一二月)「五 영조대 세실은 斗 端敬王后 復位」(初出は『朝鮮時代史学報』38、ソウル、二〇〇六年九月)三四六頁にも指摘がある。

- (82) 明宗一二年一二月下旬以降、翌年二月末にかけて「午時、太白見於巳地」との金星観測記録が頻繁にあらわれる。金星が最大光輝となつて白昼に南中し（太白昼見、太白経天ともいう）、あるいは流星・彗星が出現することは古代より不吉な前兆として畏怖された。全相運『韓国科学技術史』（高麗書林、一九七八年一月）「第1章12 天体の観測」一〇九頁、参照。
- (83) 「伝于政院曰、来初十日聖節、望闕礼當行而方避正殿、似難為之、令礼曹考例以啓、礼曹回啓曰、外国諸侯遇天下誕辰、遙行慶礼、其於遇災之道似不相妨、考之前例亦有之、伝曰、如啓」「上行聖節望闕礼」（『明宗実録』卷二四、一三年八月辛亥〔七日〕・甲寅〔一〇日〕条）。この年七月には彗星が観測され、明宗は避殿減膳して天譴に応えていた（同書卷二四、一三年七月壬申〔二七日〕条）。
- (84) 『明宗実録』卷二四、一三年二月壬寅（二四日）・三月甲寅（六日）条。
- (85) 『明宗実録』卷二四、一三年三月癸酉（二五日）条。
- (86) 「政院啓曰、冬至已過、日氣又寒、自上亦有感冒之証、視事未安之意嘗欲啓稟、而有啓覆、故未果、今則寒氣甚嚴、故敢啓、伝曰、近日寒嚴、可停視事、予之感冒証大概似歇、初九日晚朝啓覆後、視事」（『明宗実録』卷二四、一三年一月庚辰〔七日〕条）。むろん、明宗は嘉靖帝のもとに陪臣として冬至使方好智を派遣し、嘉靖帝は一二月三日の冬至に園丘壇にて祭天儀礼を実施している（『明世宗実録』卷四六五、嘉靖三十七年一〇月辛未〔二八日〕条、同書
- (87) 卷四六六、同年一月丙子〔三日〕条。
李宰熙、前掲「朝鮮明宗代“威臣政治”의 전개와 구성」七七〜七九頁。金燾『朝鮮前期君臣權力關係』（ソウル大学校出版部、ソウル、一九九七年二月）「제3부 제6장 明宗代 王權의 弱화와 中外 儒生層의 動向」（初出は『典農史論』第一輯、ソウル、一九九五年三月）二五九〜二六二頁。金字基、前掲書「제1편 제2장 威臣政治의 固着과 내부 갈등」八二〜八三頁。韓春順、前掲書「Ⅲ 親政期 權力關係의 변화와 “威臣政治”」一三五〜一三七頁。文定王后が垂簾聽政を廃止したとはいえ、彼女の死去（明宗二〇年四月）まで文定王后とその弟尹元衡の政治体制が継続したことは周知のとおりである。
- (88) 「上会群臣、宴于勤政殿如儀、爵三行、以御札伝于参宴群臣曰、予以否徳叨承丕緒、戰兢自守十有三載、而獲譴于天、歲連凶荒、一不得行会百官之礼、心懷缺然者久矣、今因封世子之慶、乃設会群臣宴於勤政之殿、此正群臣同徳魚水一堂之秋也、卿等共宜醉飲、俾盡委曲之意可也、（後略）」（『明宗実録』卷二三、一二年八月甲辰〔二四日〕条）。この点は簡略ながら池斗煥、前掲「朝鮮時代宴会儀礼의 변천」一八・二二頁に指摘がある。
- (89) 「初昏、上御忠順堂前、觀火山臺、火藥爆烈、散射於御坐之幄次」（『明宗実録』卷二四、一三年二月壬申〔三〇日〕条）。忠順堂については『新增東國輿地勝覽』（中宗二六年、一五三二）卷一、京都上、苑囿条に「景福宮後苑〔有序賢亭・翠露亭・閔離殿・忠順堂〕」とある。景福宮後苑の機

能に關しては桑野栄治「朝鮮初期の『禁苑』—景福宮後苑小考」(橋本義則編『東アジア都城の比較研究』京都大学学術出版会、二〇一一年二月)、参照。

(90) 「上於含元殿墻外、御照涼殿(乃板閣、觀火時、檐持而設者也)、觀火山臺、大妃及中宮御墻内、垂簾觀火、命宗宰入侍、倭人・野人留館令亦許入侍、夜半、還大内」(『中宗実録』卷一九、八年二月甲子〔三〇日〕条。桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代における対明通拜儀礼」一一二頁。

(91) 中村栄孝、前掲書「一十六世紀朝鮮の対日約条更定」一八〇〜一八一頁。長節子「壬申・丁未約条接待停止深処倭に關する考察」(『年報朝鮮学』第一〇号、二〇〇七年三月)一九〜二三頁。

(92) 『明宗実録』卷一二、六年二月甲戌(二一日)条。王世子の誕生(明宗六年五月二八日)から半年を経過しており、この遣使自体も歳遣船以外にあたる約条違反であったが、三議政による協議の結果、「能く礼を以て大に事う」る対馬島主に免じて特別に接待を許可した。朝鮮の対馬に對する「字小」(小国をいたわる)意識の表現である。

(93) 『明宗実録』卷一九、一〇年一〇月辛卯(三〇日)・十一月乙未(四日)条。中村栄孝、前掲書「一十六世紀朝鮮の対日約条更定」二〇三頁。韓文鍾『조선전기 향화・수직 왜인 연구』(国学資料院、ソウル、二〇〇一年一〇月)「제4장 일본거주受職倭人」一一九頁。平調光は当初、堂上職を要求したが、領議政沈連源は「若し初授(司猛職の如き類なり)なれば可なるも、堂上職は則ち過ぐるに似た

り」と判断し、護軍職に格下げとなった。韓文鍾、前掲書「제4장 일본거주受職倭人」一二五頁によれば、受職倭人の初職は護軍がもつとも多い。

(94) 『明宗実録』卷一九、一〇年二月丁酉(七日)・乙巳(二十五日)条。中村栄孝、前掲書「一十六世紀朝鮮の対日約条更定」二〇三頁。韓文鍾、前掲書「제4장 일본거주受職倭人」一一九頁。その後、実録記事には「倭上護軍源盛満」とみえ、「源盛満は即ち対馬島の倭なり」と割註を附す(同書卷二四、一三年二月己丑(二一日)条)。荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』(山川出版社、二〇〇七年一〇月)「第二部第三章 一六世紀宗氏権力の変容と朝鮮通交権」二二七〜二二八頁によれば、「源盛満」は偽使である。なお、中央武官職の品帯については木村拓「一五世紀前半朝鮮の女真人への授職と羈縻—明の品帯を超えて」(『朝鮮史研究会論文集』第四六集、二〇〇八年一〇月)四四頁、参照。

(95) 中村栄孝『日鮮関係史の研究(上)』(吉川弘文館、一九六五年九月)「二五 受職倭人の告身」五七七〜五七九頁。韓文鍾、前掲書「제3장 向化倭人の 역할과 영향」一〇四頁。明宗一〇年五月に発生した乙卯倭變と、その後の対馬島主特送による賞職の要求は中村栄孝、前掲『日鮮関係史の研究(下)』「一十六世紀朝鮮の対日約条更定」二〇二〜二〇四頁、参照。

(96) 『明宗実録』卷二三、一二年二月己酉(三〇日)条。当時、朝鮮政府は日本から大量に持ち込まれる胡椒・丹木などの

- 交易品に困惑していた。平木實、前掲書「四 朝鮮時代前期における胡椒交易をめぐる」(初出は『朝鮮学報』第一五三輯、一九九四年一〇月)一五〇～一五一頁。
- (97) 『備辺司與大臣・領府事同議啓曰、(中略)源盛満書啓若詐諛不実、則固無事矣、盛満以受職之倭每年來朝、常有希賞之心、今又身自出來已到浦所、先為書契報知于礼曹、以情揆之、其言似不為虚、(後略)』(『明宗実録』卷二四、一三年二月甲午〔二六日〕条)。
- (98) 中村榮孝、前掲『日鮮關係史の研究(上)』二四 朝鮮初期の受函書倭人」五四九～五五〇頁。同『日本と朝鮮』(至文堂、一九六六年六月)「第一 交隣外交の成立」一〇三頁。
- (99) 『国朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀条に「(前略)諸方客使位於懸之東西、倭使在東、野人在西、當文武班准品序立(日本・琉球等国使・副、當從二品班、若諸島倭使上・副官人、當從五品班、押物・船主當從六品班、判・從人當正七品班、諸衛野人都指揮當從三品班、指揮當正四品班、千戸當從四品班、百戸當正五品班、無職人當正六品班、若人多則重行、後倭此)、(後略)」とある。
- (100) 『明宗実録』卷二五、一四年八月己酉(一〇日)条は戸曹判書具謙以下三名の人事記録につき、「未の時(午後二時頃)、太白、午の地(南方)に見ゆ」と金星の観測記録が残るにすぎない。
- (101) 『明宗実録』卷二五、一四年八月乙巳(六日)・丙午(七日)条。
- (102) 『明世宗実録』卷四七八、嘉靖三八年十一月辛巳(二四日)条。
- (103) 『明宗実録』卷二五、一四年一月己卯(二二日)・辛巳(二四日)条。同書卷二五、同年一月乙酉(二八日)条によつやく司憲府掌令(正四品)成義国以下、三名の人事記録が残る。
- (104) 「伝于政院曰、近観両南状啓、雷電・地震発於深冬、雷雨則有同夏月、至於震撃樹木之変、金海尤甚、予心未安、政院回啓曰、変異至此、下情亦為未安、今承下教至為驚惶、自上恐懼修省、則災可消矣」(『明宗実録』卷二五、一四年一二月壬戌〔二五日〕条)。
- (105) 「領議政尚震・右議政李浚慶(割註略)啓曰、近來冬月之雷頻発於各道、而衆災又從而疊見、(中略)昨日伏見慶尚・全羅道状啓、則陰沍已極之時、大雨・雷電有甚於夏月、而至於震破樹木、非常之變非止一再、而臣等頑然在位、尚稽引咎自退、臣等之罪無所逃道、惶恐待罪、答曰、災異実由予否徳、徒切競惶、卿等引咎已非不足、宜勿待罪、三啓不許」(『明宗実録』卷二五、一四年一二月癸亥〔二六日〕条)。
- (106) 『明宗実録』卷二六、一五年正月丁卯朔条。
- (107) 『明宗実録』卷二六、一五年八月丁酉(四日)・庚子(七日)・癸卯(一〇日)・甲辰(二一日)条。とくに同書卷二六、一五年八月戊戌(五日)条には「伝して曰く、星變は弘文館をして広く前史を考え、入啓せしめよ」とある。
- (108) 『明宗実録』卷二六、一五年八月壬戌(二九日)・九月乙亥(二二日)条。
- (109) 「上御仁政殿、行功臣仲朔宴、伝曰、予於十六年來久虜功

臣之宴、予意豈安、今日初設此宴、宜共盡醉、仍賜賞有差、史臣曰、国家待勲勞之典、雖所當舉、然不視歲之豐凶而苟行之、已為非矣、況不計人物之賢否而混施官爵乎、狗尾統貂之譏、正在今日矣、(後略)」「『明宗実録』卷二六、一五年一〇月壬寅(一〇日)条。『經国大典』卷三、礼典、宴享条に「毎歳四仲朔に忠勲府は宴を進む(嫡長子・孫亦た參ず)」とあり、冬期であれば本来、功臣仲朔宴は仲月の一月に催される。

(110) 『明世宗実録』卷四九〇、嘉靖三十九年二月丙戌(二四日)条。『明宗実録』卷二六、一五年一月丙戌(二四日)条。

(111) 矢沢康祐「林巨正の反乱とその社会的背景」(旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』上巻、龍溪書舎、一九七九年三月)五五五〜五五六頁。また韓嬉淑「16세기 임견경난」의 성격」(『韓国史研究』八九、ソウル、一九九四年九月)七五頁によれば、明宗一六年一〇月になると政府は大闕の門番を増員のうえ、都城の内外を搜索している。

(112) 『明宗実録』卷二六、一五年七月辛卯(二七日)条。

(113) 「礼曹啓曰、野人直堂介発怒於闕庭、取朝謝擲地、又揮曳把直軍士、此漸不可長也、雖曰十度上京、而既無公文、又無前職、其発怒之意未可知也、犬豕之輩有不足深較、然城底胡人與我國編氓無異、其尊君敬上之義應無不知、(中略)伝曰、直堂介果有不恭之罪、但人面獸心、必醉酒使氣之故也、不須推鞠、宜捉致本曹、嚴勅悖慢之失、並勅同運酋長、使後勿如是、(後略)」「『明宗実録』卷二六、一五年一二月丁巳(二六日)条。野人直堂介は「十度上京すと曰うと

雖も既に公文無く、又た前職無し」とみえるごとく、その素性は不明である。

(114) 「夜、雷震敦礼門(宣政殿御門也)及御籬(以明日有常參、故出立於御門、門扇剝破、籬竿亦折)、(後略)」「『明宗実録』卷二七、一六年四月丁酉(八日)条。この落雷はのち純祖一八年(一八一八)に編まれた『書雲觀志』(韓國国科学史学会編『書雲觀志・国朝曆象考』誠信女子大学校出版部、ソウル、一九八二年一二月、所収)卷三、故事、明宗辛酉夏四月条にも「雷震正門及大籬」とあり、これにつづけて「先是、癸丑九月、景福宮火、思政殿以内皆延焼」と、去る明宗八年の景福宮火災をあわせて記録する。

(115) 「伝曰、中宗朝、有延恩殿水刺間各色掌雷震、及庚子・辛丑年間、景福宮勤政門・錦川橋・東水閣雷震、世宗二十六年、雷震延生殿等時前例、為先考啓、亦令該曹並速考啓」「命招三公・左右贊成・左右參贊・六曹判書・參判・漢城府判尹・左右尹以上、会于寶庁、伝曰、予以否德叨承丕緒、十七年来、闕政頗多、上不能順天意、下不得和人心、恒存戰慄、常切自責、而去夜雷震敦礼門、並震籬竿、天變非常、不勝駭愕、心甚未安、罔知所措、(後略)」「『明宗実録』卷二七、一六年四月丁酉(八日)・戊戌(九日)条。

(116) たとえば、早魃に対する中宗の思考様式をあげることができよう(平木實、前掲書「二 朝鮮時代中宗・明宗代の早魃を巡る天譴意識とその社会」五三〜五四頁)。この落雷により、明宗は求言の伝旨を下したが、明宗代には求言もまた儀礼的であり虚文に過ぎないと認識されていた。この点

- は李碩圭、前掲「조선明宗代の 求言과 民本理念의 변질」一一〇～一一一頁、参照。
- (117) 『明宗実録』卷二七、一六年八月癸亥(六日)条。
- (118) 『明宗実録』卷二七、一六年八月丁卯(一〇日)条。
- (119) 『明世宗実録』卷五〇三、嘉靖四〇年十一月壬辰(六日)条
『明宗実録』卷二七、一六年十一月壬辰(六日)条。
- (120) 全勇勲「朝鮮における時憲曆の受容過程とその思想的背景」(『東方学報』第八四冊、二〇〇九年三月) 三〇〇～三〇一頁によれば、朝鮮政府は明から毎年冬至に下賜された大統曆に頼ることなく、世宗代からは漢城基準の自国の曆書を製作していたという。とすれば、明宗一六年の曆書には若干の狂いが生じていたことになろう。
- (121) 「上御忠順堂、觀雛、伝于侍臣等曰、自古觀雛時、有擲輪木之戲(樽蒲・博塞之類)、令亦擲之」(『明宗実録』卷二七、一六年二月甲申(二九日)条)。
- (122) この年の冬至は十一月一七日にあたる(『明世宗実録』卷五一五、嘉靖四一年一月丁酉(一七日)条)。また『明宗実録』卷二九の冒頭には「十八年(大明嘉靖四十二年)正月庚辰朔」と記すにすぎない。
- (123) 嫡子のない具思顔のため、明宗は三年喪に用いる衰経を侍宦に着用させて葬礼を主宰させたが、史官は「未だ他人、他人の為に衰経を服して其の喪を主るを聞かざるなり」と批判を加える。『明宗実録』卷二八、一七年五月庚寅(七日)条。
〔伝于政院曰、今年失稔、京畿・江原・黄海道尤甚、来癸亥年、大殿・中宮誕日及王世子生辰物膳、並勿封進〕(『明宗実録』卷二八、一七年二月乙丑(二五日)条)。
- (125) 『明宗実録』卷二九、一八年九月乙未(二〇日)条。なお、『經国大典』卷三、礼典、朝儀条には「正至・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」とあるが、明宗代に王世子が望闕礼に参加したことを示す明確な記録はない。
- (126) 「礼曹啓曰、改宗系迎勅後、應行他事當待上命、然後舉行、如告宗廟等事考諸前例、宜若預講、(中略)今日大臣等因冬至問安、咸詣闕庭、請預先議定、伝曰、予意方欲言之、啓意當矣、(後略)」(『明宗実録』卷二九、一八年十一月壬寅(二七日)条)。当日、朝鮮政府は宗系并誣奏請使帰國後の対応に迫られていた。桑野栄治、前掲「朝鮮明宗代の対明外交交渉」三五～三六頁。同、前掲「朝鮮前期の対明外交交渉に関する基礎的研究」一〇二～一〇三頁。
- (127) 『明宗実録』卷三〇、一九年正月乙亥朔・八月己卯(二〇日)条。
- (128) 『明宗実録』卷三〇、一九年閏二月丁酉(二四日)・三月丁卯(二五日)条。
- (129) 「薬房提調沈通源等啓曰、(中略)国家吉凶之制、自有隆殺、凡佳辰令節、為萱殿上寿・豊呈・曲宴等礼、每命停廢、無乃以下喪末期而然乎、誠為未穩、(中略)答曰、(中略)上寿等礼、慈聖不許、所以不得為也」(『明宗実録』卷三〇、一九年三月庚申(二八日)条)。
- (130) 『新增東国輿地勝覽』卷一、京都上、宮闕条、昌慶宮の項には「明政殿(成宗每當正至、率群臣賀三宮(二世祖妃・徳宗妃・睿宗繼妃)、仍御是殿受朝、(後略)」とあり、昌

慶宮は離宮ながら、明政殿は勤政殿・仁政殿と同じく正朝・冬至の「受朝の正殿」であった。

(131) 『明宗実録』卷三二、二〇年四月壬申(六日)条。『瑯源系譜紀略』瑯源世系、中宗繼妃聖烈仁明文定王后尹氏(籍坡平)。

(132) 『明宗実録』卷三二、二〇年一月癸丑(二〇日)条。同書卷三二、二一年正月癸巳朔条。明宗二一年の冬至は一月二日にあたる(『明世宗実録』卷五五二、嘉靖四五年一月戊午(二日)条)が、『明宗実録』には冬至当日の記録自体が存在しない。

(133) 『明宗実録』卷三二、二〇年一月辛亥(一八日)条、尹元衡卒伝。

(134) 『明宗実録』卷三三、二一年二月丙辰(三〇日)条。

(135) 『明宗実録』卷三四、二二年正月丁巳朔条。

(136) 「領議政李浚慶等承命詣賀正、(中略)浚慶等議啓曰、今日挙哀、當依辛巳年(中宗一六年)例為之、但考日記、則其日二更、上出自思政門至勤政殿庭西、步入幅次行礼、今則日氣寒冷、上候未寧、不宜遠出、只於思政殿庭依辛巳年例行之、何如、答曰、如啓」「申時、上為大行皇帝、率百官挙哀」(『明宗実録』卷三四、二二年正月丙寅(二〇日)条)。

(137) 『国朝五礼儀』卷七、凶礼、為皇帝挙哀儀・成服儀・舉臨儀および除服儀条。李範稷、前掲書「第2章IV 成宗朝『国朝五礼儀』の成立」(初出は『歴史学報』第一二二輯、ソウル、一九八九年六月)三九六・三九九頁に指摘されたように、この四種の儀註は凶礼の筆頭にあり、明の皇室に対する朝鮮の事大的名分論を具現している。大明皇帝のため

の喪礼は成祖永樂帝の死去にもなつて世宗六年九月に整備され、のち宣宗宣徳帝の死後、世宗一七年正月にはほぼ定例化する(『世宗実録』卷二五、六年九月癸酉朔条。同書卷六七、一七年正月辛丑(二九日)条)が、その制度整備に関しての後考を俟ちたい。

(138) 『明宗実録』卷三四、二二年正月己巳(二三日)・庚午(二四日)・辛未(二五日)条。

(139) 『明宗実録』卷三四、二二年正月壬申(二六日)条。ただ、明宗は今回の喪礼のほとんどを便殿の思政殿にて実施したことから、当時、承政院注書(正七品参下官)兼記事官を務めていた呉健は「此れ実に苟簡の礼なり」と批判している。呉健『徳溪先生文集』(『韓国文集叢刊』38、所収。底本はソウル大学校奎章閣蔵本)卷五、丁卯日記(注書時)、隆慶元年丁卯正月一六日壬申条。

(140) 「薬房都提調沈通源啓、以日氣寒冷強行大礼、則恐仍致触傷事」(『徳溪先生文集』卷五、丁卯日記、隆慶元年丁卯正月二二日戊辰条)。

(141) 『明宗実録』卷三四、二二年六月辛亥(二八日)条。『瑯源系譜紀略』瑯源世系、明宗。

(142) 桑野栄治、前掲「東アジア世界と文禄・慶長の役」九五〜九六頁の表2「宣祖代における望闕礼の実施状況」、参照。

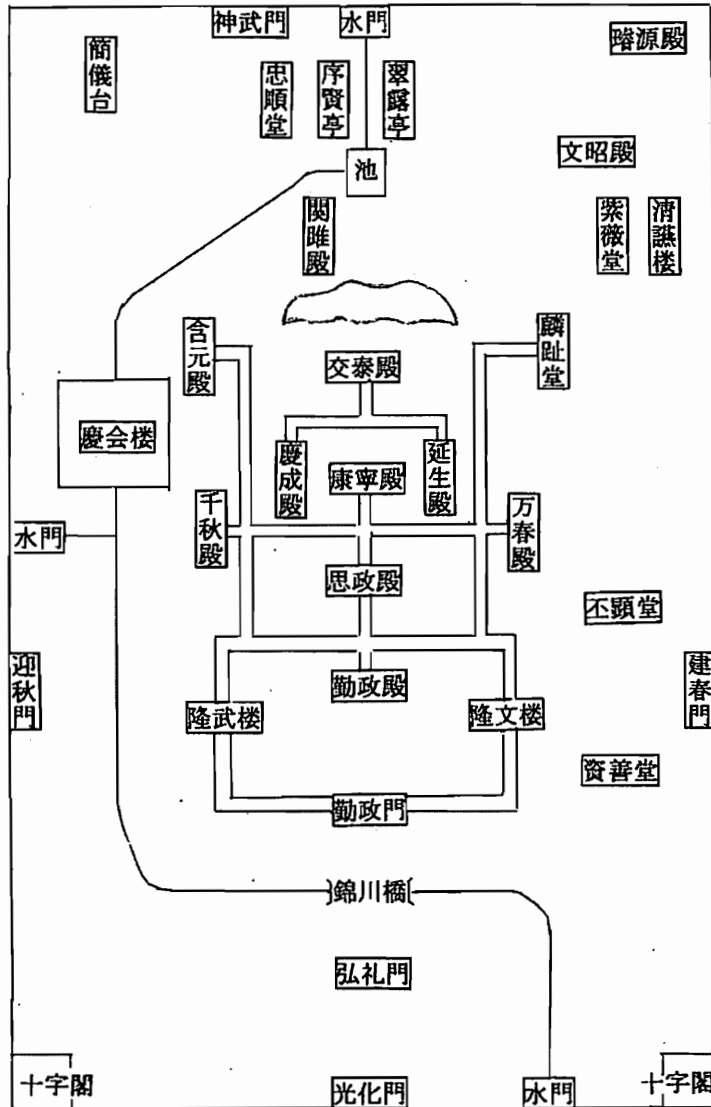
【表】明宗代における望闕礼の実施状況

	年月日	望闕礼	朝賀礼	会礼宴	特記事項
1	即・11・9				冬至。承旨・史官・議政府・六曹東西班二品以上、酒を賜る
2	元・1・1	停止	停止		諫官の言に従い、賀礼を停む
3	元・11・20				冬至
4	2・正・1				
5	2・10・6	○	—	—	千秋節（莊敬太子。嘉靖帝の第2子）
6	2・11・1	○			
7	3・正・1				前年12月に皇后崩御の訃報あり
8	3・10・6	○	—	—	
9	3・11・13				11月上旬に忠清道・慶尚道で地震
10	4・正・1	○	○		
11	4・8・10	○	—	—	聖節（嘉靖帝）
12	4・11・24	○			
13	5・正・1	○	○	豊呈	はじめて文定王后に豊呈を進む
14	5・11・5				6月に仁宗妃の母死去
15	6・正・1			豊呈	
16	6・8・10	○	—	—	
17	6・11・15				冬至の賀箋を進むることなからしむ
18	7・正・1	○	○		
19	7・11・27				当日の記録なし
20	8・正・1	停止	停止		日食
21	8・8・10	○	—	—	7月より明宗親政
22	8・11・7	停止	停止		9月に景福宮火災
23	9・正・1	停止	停止		
24	9・11・18	○	○		9月に景福宮重創成る
25	10・正・1	○	○		
26	10・11・29	○	○		
27	11・正・1	○	停止		大臣の啓請により朝賀礼を停む
28	11・8・10	○	—	—	
29	11・11・10	○	停止		降雨により闕庭湿る
30	12・正・1	停止	停止		前日、領議政沈連源らの啓請による
31	12・8・10	○	—	—	王世子冊封後、勤政殿にて会礼宴を実施（8・24）
32	12・11・22	停止	停止		濃霧
33	13・正・1				前年12月に中宗妃死去。金星を観測
34	13・8・10	○	—	—	
35	13・11・3	停止	停止		冬至過ぐるも感冒の証あり（11・7）
36	14・正・1	○	○	○	豊呈あり。会礼宴に倭人・野人入参

37	14・8・10	停止	—	—	大雷電あり(8・6)
38	14・11・14	停止	停止		数日前より流星を観測
39	15・正・1	停止	停止		前年12月下旬に慶尚・全羅道で雷電と地震が発生
40	15・8・10	停止	—	—	星変。数日前より流星を観測
41	15・11・24	停止	停止		林巨正の一党を崇礼門外で捕縛
42	16・正・1	停止	楯停礼		5日前に關庭で野人の暴力事件発生
43	16・8・10	停止	—	—	京畿に雹降る
44	16・11・6	停止	停止	停止	景福宮に移御。明宗は風邪(11・10)
45	17・正・1	停止	停止		日食。豊呈は前日の晦日に実施
46	17・11・17				4月に文定王后三女の駙馬死去
47	18・正・1				
48	18・8・10	停止	—	—	明宗は体調不良。日気酷熱
49	18・11・17				9月に王世子死去。大臣ら問安す
50	19・正・1	停止	停止		
51	19・11・8		○		
52	20・正・1		○		
53	20・11・20				4月に文定王后死去
54	21・正・1				
55	21・11・2				12月に嘉靖帝崩御
56	22・正・1				除夜に沈通源らが三殿を問安

*表の年月日は『明宗実録』の当該年月日条による。また、聖節と千秋節の場合は朝賀礼・会礼宴は実施されないため、「—」と表記した。

【図】朝鮮前期景福宮略図



* 韓国国立中央図書館蔵「景福宮図」(<http://www.nl.go.kr/index.php>。刊写年未詳。請求記号は古 2702-6)、三省出版博物館蔵「景福宮全図」(李燦・楊普景『서울의 옛 地図』ソウル市立大学附設ソウル学研究所、ソウル、1995年2月、102頁所収。18世紀末期)のほか、洪順敏「조선 궁궐의 공간구성」(『서울특별시 문화유적 지표조사 종합보고서 I』ソウル歴史博物館、ソウル、2005年2月) 276頁の図1「초기 경복궁의 공간구조」、ソウル特別市史編纂委員会編『서울建築史』(ソウル特別市、ソウル、1999年2月)所収の図7「景福宮全図」を参考に作成した。